



と。三十日間という憲法の規定によつてとにかく、三十日間過ぎさえすればいいんだと、参議院の審議なんかどうでもいいんだと、こういうふうに私もども思えてならないわけあります。予算審議の中心になります大蔵大臣は、そういう形で参議院を軽視してもいいと、こういうふうにお考えになつてゐるのかどうなのか、その点をはつきり聞いておきたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) 私は、日本の議会政治は二院制度でございまして、参議院を軽視していいなどということはつゆ思つております。

○和田静夫君 関連。

どつちみち私後ほど時間を持つておりますか

ら、そこで論議をいたしますが、あなたも出席を

された参議院の本会議で総理大臣は、国会の都合

これを許せば、国会の了解が得られればこれを

受けしたいという返事をカーターにいたしていま

す。都合がついたら御協力を願いをいたしま

す。こういう状態というのは、あなたは、大蔵大

臣として都合がついた状態と認識をされているわ

けですか。昨日、参議院の議院運営委員会は各党

の意見を聴しまして、与党を含んで訪米に対し

て、この時期の訪米に対する、十九日からの訪米

に対しては反対、こういう態度であります。明

日、議連の委員会はもう一遍それを明らかにしな

がら、河野議長に対して議連の委員長から意見を

述べますけれども、すでにきよう河野議長に対し

てはそういう意見を述べてある。こういう情勢を

考えられれば、大蔵大臣としては参議院の予算の

総括質問が行われる時期に、あなたは訪米をする

のはやっぱり取りやめるべきだという、そういう

意見を当然述べられるべきだと思います。参議院を輕

視をされないといふあなたの意見、御返事が本当

のものであつたならば、そういう用意があります

か。

○國務大臣(坊秀男君) 参議院軽視などということは思ひもよらぬことでござります。そこで、今度総理がアメリカに渡航されるといふことも、これもまた大変日本の国としては大事

なことであろうと私は思います。そういうような

ことで、とにかくにも二つ、これ私は非常にい

ずれも大事なことであろうと思いますが、顧わく

ではないようにお願いをしたいと思います。

○竹田四郎君 私どもは幾らお願いをされても、

の重大なる目的もひとつ御了解を願いまして、ぜ

ひとも私からも参議院に対しましてお願ひを申し

上げたいと、かように考えております。

○竹田四郎君 あなたたは口で参議院を軽視しませ

んと、こう言つてながら、今までの慣例、審

議の仕方、これを見ましても、総括質問というと

きには質問がほとんど総理にいく、こういうのが

いままでの実例だと思うんですよ。それにもかか

わらず、行かしてくれということは、まさに私は

参議院を軽視している、それ以外の何ものでもな

い、こういうふうに思うわけでありまして、あな

たのいま行かしてくれという言葉については私ど

もはこれ了解を絶対しない。何らかの方途をとら

ない限りは私どもはこれは了解をしないわけで

す。

そこで私どもが、いま議連に出席をなさつてお

ります和田理事の方からもそのお話をいま出たわ

けでありますけれども、私どもとしては、与野党

含めてこれは重大な決意をしなければならない。

一方、本年度の予算は早く成立をさせて、景気の

回復を図りたいという、そういう気持ちでは、こ

れと野党ある程度の私はセンシスが得られて

いることだと思います。そういう意味では、私ど

もも予算の成立にはなるべく協力をしていく、こ

ういう気持ちでいままで臨んできているわけで

す。それにもかかわらず、非常に重大な時期に一

週間近く国会の審議を留守にする、これは私ど

も非常に問題にしているわけです。いまお話に

十日先になぜ延ばせない喫緊の理由があるか。も

ちろん総括質問が終わって、総理が予算委員会に

原則として出席をしないという、そういう時期に

なれば、そこまでもわれわれは総理が行つてはい

かれないということを言つていいわけですね。

○竹田四郎君 大蔵大臣がおっしゃったことは、

一般論としては私もわかります。しかし一週間、

十日先になぜ延ばせない喫緊の理由があるか。も

ちろん総括質問が終わって、総理が予算委員会に

原則として出席をしないという、そういう時期に

なれば、そこまでもわれわれは総理が行つてはい

かれないということを言つていいわけですね。

○國務大臣(坊秀男君) 参議院軽視などといふこと

は思ひもよらぬことでござります。

そこで、今度総理がアメリカに渡航されるといふ

ことも、これもまた大変日本の国としては大事

なる結びつきを持つておると、そういうような関係上、経済的また外交的にもその密度を、これを加えていかなければならぬというような喫緊の

私は事態にあろうと思ひます。そういったようなときに、アメリカ当局と腹を割つての話し合いを

するということ也非常に大事なことでございまし

て、それを果たすために総理が行かれるというこ

とであると私は考えております。

○竹田四郎君 あなたたは、総理大臣に、行くのを延ばしなさ

い——それは確かに重要なことですよ、重要な限

でにほんと例はないと思うんです。政府が早く

予算を通せ通せと言つたら、当然予算が通るこ

とに對する協力というものを、しかも、責任者で

りは、私どもは、あなたが総理大臣にそういうこ

とを言つるのは当然だと思うんですけれども、そ

ういう要請をする気はございませんか。

○國務大臣(坊秀男君) 当委員会の御意思という

ものにつきましては、私は総理大臣によくお伝え

はいたします。私から総理に対しまして意見を申

し述べるということは、これは私は差し控えたい

と思いますが、いずれにしても当委員会の強い御

意思は総理にお伝えいたしました。

○竹田四郎君 そのかわり私どもは、行つたなら

ば後について責任を持つということは、これはで

きません。協調と連帶ということをあれほど本会

議以下で述べられて、衆議院だけには協調と連帶

をやつて、参議院には協調と連帶をしないなん

て、こんなばかなことは私はないと思う。この点

は、今後の事態がどうなるかについては十分ひ

つ考えておいていただきたい。

そこで、いま総理がアメリカへどうしても行か

ることを考えていますか。

そこで、いま総理がアメリカへどうしても行か

ることは何でありますか。

そこで、いま総理がアメリカへどうしても行か

ることは何でありますか。

○國務大臣(坊秀男君) これは私だけからのお答

えではとうてい竹田さんの御満足のいくようなお

ものではありません。そういう意図は毛頭ないということを私は

信じております。

○竹田四郎君 具体的にどういう案件があるから

行かなくちやならないのか、この点私はさつきか

ら聞いてるんですけど、そのように答弁をはぐら

かしてもらつては困るんですよ。この問題がある

からどうしても行つてすぐ話をつけてこなければ

余人をもつてはかえがたい、こういう理由を

述べてください。

○國務大臣(坊秀男君) 経済の問題、政治の問題

等につきましては、これは大変早く話し合いでし

たからどうしても行つてすぐ話をつけてこなければ

余人をもつてはかえがたい、こういう理由を

述べてください。

○國務大臣(坊秀男君) これまで私は山積してお

ると思ひます。

○竹田四郎君 具体的に言つてください。そんな



あるいはその他の国にいたしましても、世界各国におけるところの景気を回復するエンジンカントリーという言葉が最近使われておりますけれども、景気を回復する起動的な役割りといいますか、こういうものが日本に特に要求されていふと思ひますけれども、しかも日米間の貿易の不均衡というものは、アメリカの貿易赤字のそれにはほぼ匹敵するものが日本の対米輸出の黒字という形にまつてゐると思うんですよ。で、これは一体どういうふうに解決するつもりなのか。エンジンカントリーとしての役割り、日米の貿易の不均衡を直す、これはどういうふうにして直していくつもりか。 Carter 政権の方は、私ども新聞紙上で言われているところを見ますと、日本の貿易収支を赤字にせよ、こういうことを強く言つてゐるよう聞いておりますけれども、まあ、いまカラーテレビで ITC が「クロ」の判断をし、しかも日本は貿易収支は赤字にせよ、こういうふうに迫つてゐると聞いておりますけれども、その点はどういうふうに理解をされいらっしゃいますか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) いま御指摘になりますから、私は議論しまして、そして国際的な貿易の不均衡あるのは国際通貨の不均衡、こういう問題を、金融援助基金協定ですか、あれであなたに私の意見も申し上げたつもりであります。もうあれからずいぶんたつていてるわけですね。私もいまあなたがおつしやられたように、アメリカの貿易収支を赤字にせよというそういう要請というふうなことは、感覚的な要求ですらあるんではないか、私もそう思います。しかし、そう思ひますけれども、今まで日本はそのようなことに対す るだけ避けるように配慮すべきだと思ひます。基本的に自由貿易で世界貿易の拡大を図つていいといふのが私どもの考え方でございます。最近はかなり理解を得ておると思つてゐるわけでござります。ことに日本の場合には、石油の輸入が非常に巨額になつておしまして、その点につきましては私ども諸外国にも訴えてまいりまして、最近はかなり理解を得ておると思つてゐるわけでござります。ことに日本の場合には、石油の輸入が非常に巨額になつておしまして、それはそれと貿易を均衡せよというのでは、全体として日本の貿易は保てませんので、その点につきましては、グローバルに貿易を考えるべきであります。

る。

さらに日本の事情いたしまして、貿易の収支のほかに貿易外の収支で構造的に大きな赤字を出しておりますので、その分は貿易の黒字埋めてしまふべきものだと思っておりますので、この点につきましても貿易収支だけの議論ではなくて、貿易外の収支を含めました経常収支で議論をした方がより適切ではないかというふうな主張をいたしておしまして、最近はその点につきましても、海外の理解は深まつておると存じております。

○竹田四郎君 局長、この問題はおととし外務委員会であなたと私は議論しましたね、そして国際的な貿易の不均衡あるのは国際通貨の不均衡、こういう問題を、金融援助基金協定ですか、あれであなたに私の意見も申し上げたつもりであります。もうあれからずいぶんたつていてるわけですね。私が非常にこれは国際経済と申しますか、その中でますます強い力を国際金融におきまして発揮しております。それに対しまして日本を初め輸入国、これが非常に何と申しますか、現在国際金融におきまして苦しい立場になつておりますが、この両方をどういうふうにこれを調和調整していくかということが、これが今日の世界的に一番大事な問題であらうと思ひます。

○竹田四郎君 貿易関係の不均衡も非常にひどいわけありますけれども、その他いろいろな民間銀行等を通じての関係も私は非常に不均衡の状態になつてゐると思うんですね。国金局長に伺いますけれども、そうした借金を返せない、もうしばらく猶予をしてくれといふような国はいま世界でどのくらい出でておりますか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 石油を産出いたしません開発途上国の債務は大変大きくなつておきましたが、たゞ一千五百億ドルぐらいあるわけです。それで、世銀のレポートによりますと七四年末で一千五百億ドルぐらいあるわけでござりますが、ただ、この各国の状態は大変國から國によりましてその貿易収支を均衡させなければならぬということはないわけでございまして、その点につきましては私はどちらも諸外国にも訴えてまいりまして、最近はかなり理解を得ておると思つてゐるわけでござります。ことに日本の場合には、石油の輸入が非常に巨額になつておしまして、それはそれと赤字を負担せよ、その他の国に対しましては貿易を均衡せよというのでは、全体として日本の貿易は保てませんので、その点につきましては、グローバルに貿易を考えるべきであります。

貿易というのは不均衡になつてゐるか、大蔵大臣の認識を聞きたいです、具体的に。

国際的な世界の景気が悪いということになればなるほど、資金は経済の比較的安定した国に集まる。非産油国あるいは経済が余り発展していない国はますますお金は借りにくくなる。景気が悪いから持つてゐる資源もなかなか買つてくれない。こうしたことになればなるほど私は国際的な貿易といふものはますます縮小していく、そういう心配があるわけありますけれども、日本のようないくつかの成長を続けておる国と、なかなかそうでない国と両方ございますが、しかしそれの中におきまして、とにかくにも石油というものがこれが一つの標準になりまして、石油の産油国とのものが非常にこれは国際経済と申しますか、その中でますます強い力を国際金融におきまして発揮しております。それに対しまして日本を初め輸入国、これが非常に何と申しますか、現在国際金融におきまして苦しい立場になつておりますが、この両方をどういうふうにこれを調和調整していくかということが、これが今日の世界的に一番大事な問題であらうと思ひます。

○竹田四郎君 貿易関係の不均衡も非常にひどいわけありますけれども、その他いろいろな民間銀行等を通じての関係も私は非常に不均衡の状態になつてゐると思うんですね。国金局長に伺いましたが、この両方をどういうふうにこれを調和調整していくかということが、これが今日の世界的に一番大事な問題であらうと思ひます。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) いまの御指摘になりましたが、私は非常に不均衡の状態になつてゐると思うんです。だからアメリカに行くわけですね。私は非産油の国々、これに対しても私は二極分解をしていかなければ、二年、三年後果たして石油だけでも、どうなるかわからない、食糧だってどうなるかわからない、こういうふうになると思うんですけれども、確かに先進国との金融援助協定というものは、私も審議に参加しましたんですが、これはある程度できる。先進国の中でもいまは二極分解をして、去年でしたが、盛んにそれをおつしやつておられたわけですが、現実にはその後やはり同じように、大蔵大臣がおつしやつたように、集中豪雨的な輸出をやっぱりやつておるんじやないですか。あなたおとどと去年でしたが、盛んにそれをおつしやつておられたわけですが、現実にはその後やはり同じように、大蔵大臣がおつしやつたように、集中豪雨的な輸出をやつぱりやつておるんじやないですか。そういうことを言つておるといふことになりますけれども、私はどうもアメリカのその感情的な反対といふものも、気持ちの上でわかるような気がするわけです。何にもしていなくて、グローバル的に不均衡を直していく。これはどうも言つておると、私はどうもアメリカのその感情的な反対とだけで実行をしないと、さつきの、参議院を軽視しないけれども、総理は出してくれといふ議論と同じじやないです。

そこで、いま国際的に非常に不均衡になつている実態というのはどういうふうに認識されていらっしゃるか。これはもう国金局長はよく知つておるといふことです。そこで、日本を含めまして先進国がどういうふうなことができるかといいますと、私は二つあると思いますが、いま非産油開発途上国の国際収支の問題、これは大変重大な問題でござります。そこで、日本を含めまして先進国がどういうふうなことができるかといいますと、私は二つあると思いますが、一つは、何といましてもこの大きな国際収支の不均衡は石油の黒字から生じてゐるといふことなどを、弱い経済にはほうつておきますと順調に金が流れないというきらいがございますので、そこは

○竹田四郎君 いずれにしても私は、この前の補正予算のときも申し上げましたけれども、このままでおけばこの格差というのは漸減するより広

IMFとか世界銀行等が資金の管理を促進するという役も必要かと思いますし、また、各国としても、たとえば日本の場合で申し上げますと、そういう国の東京市場で発行できる場合には東京市場でたとえば円建てで債を発行して資金の循環に協力するという方法もあろうかと思います。それから第二の対策といたしましては、やはりいわゆる言われております強い国がインフレを招かない範囲で適度に経済を拡大いたしまして、そして開発途上国からの輸入を順調にしてやるといふことが、開発途上国との経済の再建にとりまして非常に有益な方途ではなかろうかというふうに思つておるわけでございます。

○竹田四郎君 ただ、大蔵大臣、言つてはいるだけじゃダメですわ。現在これだけ格差が広がらなければ、うちなら私は言つてもいいと思うんですけども、IMFにしたって、融資能力というのは限度があります。あるいはオイルダラーの還流にいたしましても、いまのところはそう素直に還流をして資金の少ないとこに金が行つていていう状態ではないわけです。これは何か一つの私金融的なもつとグローバルな融資協定なり援助協定なりというようなものをつくつていかない限り私はどうにもならない事態にもう突入してきてる、こう思うんですが、いま局長の言ったことは、これは精神論としては非常によくわかりますよ。わかるけれども、それを一つのシステムに、グローバルなシステムに変えていかなければこれはどうにもならないことだと私は思うんですよ。それについて大蔵大臣、せっかく総理をアメリカにやるというんですから、私は最もこういう問題がいまの日米あるいは西独の間で話をしなければ、エンジンカントリーとしての役割には私はならぬと思う。これについては具体的にどうするですか。精神論では私はこれは困ると思うんです。これは局長じやなくて大臣に聞かなければ……。

○國務大臣(坊秀男君) 御意見は、非常に大事なことであると私も思います。それにつきまして

私も慎重に検討してまいりたいと思っておりま

す。細かい具体的なことは局長からお答えさせます。○竹田四郎君 大臣ね、もう少し具体的に言つてくれなければだれもついていかないです。具体的にことしは五月には先進国の首脳会議もあるわけでしょう。この前のサンフランの会議では、三木さんはむしろ日本について苦情を先進国の首脳から言われたんでしょう。今度は具体的にわれわれはこういう案を持ってこういうふうにしますからと言わなければ、私はカーターだって恐らくオーケーは言わないだろう。先進国の首脳会議だから、何だ、日本は自分でうけやがつて、人の国に集中豪雨的に輸出をして、買う物は買ってくれない、こういうことだと思うんですね。そういうものを今度持っていくんですか、持つていかないんですか、カーターのところへ事前に。これは大蔵大臣ですか、局長じやそれは政治的判断できないでしょ。

○國務大臣(坊秀男君) ただいまのところおっしゃられるような具体案はいまだできてはおりません。○竹田四郎君 それがないといったなら、何も總理がカーターに会いに行く何のゆえんもないんじゃないですか。先進国会議でひとつ日米独、これが中心となって国際通貨の偏在を直していく具体的なシステムをこうつくろうじゃないか、こういふものを持つて初めて世界的な国際経済のあり方、こういふものについて発言ができるわけでしょう。私はそういうものがないということ是非常に残念ありますけれども、局長としては一体こういふものについて具体的にどういうシステムをこれからつくつていけばいいとお考えですか。

○政府委員(藤岡真佐夫君) 何かこの大きな問題を一挙に處理できますよ。な国际機関ができるかといいますと、私ども考えてみましたが、なかなかそういう切つたものは実現できない

のではなかろうか。それよりもいまござりますI MFの中に、たとえばこれは拡大融資制度とか、それから開発途上国の一回の貿易の要望にこ

ろうと思つておるわけでございます。改めて、工夫いたしまして、開発途上国が下がった場合にめんどうを見ます補償融資制度というふうなものがございます。そういうものをもう少し始めると、それからアジア開銀の増資もいま検討されておるわけでございますが、そういう方法をいろいろと積み重ねまして、この開発途上国問題にこたえていくというのがむしろ早くでありますし、結果的にはより効果があるんではなうと思つておるわけでございます。

○竹田四郎君 衆議院の時間の問題がありますから、余り大蔵大臣を長くとめ置くわけにはまいりませんけれども、今まで日本の海外援助とか、あるいは融資というのは、どちらかというと、二国間的なやり方をしていたと思うんです。こういふ二国間的な問題だと、あるいは日本とインドネシアの汚職の問題とか、私はこういうものがあると思うんです。こういうものを二国間でやつては、これは考え方なく私はいかぬぢやないが、世界、グローバルなものとしてそういうものを持つて、先進国の首脳会議があるということになりますと、私は、日本の産業も相当大きな影響を受けざるを得ないと思うんです。ただいま思つておりますが、これをやっていくということになりますと、私は、日本の産業も相当大きくなづらに金の使いどころがないから、ここへ民間資金を投入するというあり方には私は反対でありますけれども、大蔵大臣としてはこのK IDC、これは局長の方の考えはわかりましたけれども、あなたはこれをどういうふうにしようかお考へですか。

○國務大臣(坊秀男君) いまのお話でございますが、私まだ詳しくお聞きをいたしておりませんので、ここでお答えを申し上げるには余りに、私はほとんど聞いておりませんので。

○竹田四郎君 大蔵大臣、あなた、何聞いても大体知らぬということを得意にしているようですが

が、もうことしから始まっているんですよ。ことしの金を幾ら出すかということがもうきょうあたりから話されているわけでしょう。それに対してもことに私はこれ研究不足だと思いますけれども、もう一つは、日本の兵器産業が韓国に投資をして、韓国から武器輸出をするということに関しては日本憲法が及ばないわけですね。日本の武器輸出をKIDCを通じて、あるいは韓国の工業を通じて武器輸出をするという意図がきわめて濃厚だというふうに新聞は伝えておりますが、こういうことを日本憲法のたてまえでやつていいんですか、やつて悪いんですか。これは大蔵大臣に聞きました。

○國務大臣(坊秀男君) 御意見のとおり、それはやつてはいけないということのようにも理解いたしております。

○竹田四郎君 じゃ、やつてはいけないといふことをここではつきり承りまして、あとまだ質問がありますけれども、大臣の時間の都合がありますので、きわめて大きづばで、もう少しきめ細かくやる準備はしてまいりましたけれども、ここで終わりたいと思います。

○和田静夫君 日銀の総裁伺いますが、八日の日に、予定から四日ほどおくれて、企業短期経済観測調査が発表されました。で、五十一年の十月から十二月の実績、それからことしの上期の予測ですね。これいすれも予想を上回るほどに悪い結果が出ているんです。で、公定歩合の判断材料にするとあなたはずうと言つてこられたわけですがね。そうすると、この短経の調査結果といふのをあなたはいまはどう判断されているのですか。

○参考人(森永貞一郎君) この調査は、主要企業約五、六百社にお願いをいたしまして、いろいろな項目につきまして回答をいたしているわけですが、かねて十一月時点の調査よりも二月時点の調査が少い悪い結果が出るのはないかと心配いたしておりましたが、結果は、やはり思つております。たまたま余りよくないわけござります。た

とえば企業収益でございますが、昨年の九月期では約七割ぐらい回復し、十一月時点の調査ではこの三月期にさらに一〇%ぐらい向上するという結果が出ておりましたが、今度の二月時点の調査では三・八%にとどまるというようなことがございましたし、生産、出荷等の実績並びに見込みにつきましては、やや上向きではございますが、必ずしも勢いがない。いわゆる在庫調整が少し先にずれ込んでおるような感じの結果が出ております。さらには企業家の心理でございますが、たとえば業績をどう判断するか、あるいは生産設備等について過剰と思うかどうかといったような、そういう意向調査の結果に従いましても、少い今までの調査に見られましたような傾向が後戻りいたしました。

○和田静夫君 じや、やつてはいけないといふ家の心理状態に明るさが少し乏しくなりつあるのではないかというふうに見ておる次第でございまして、少し悪くなつておる。これを要するに企業家の判断がやや影が差してきておるということが明らかに看取できるところでござります。

○参考人(森永貞一郎君) 開いて公定歩合の〇・五%の引き下げについて恐らく決定されるだらうということがたくさん報道されております。そういうことにいりますか。

○参考人(森永貞一郎君) 新聞にはいろいろ書いてあるわけでござりますけれども、公定歩合の性格から申しまして予告して決定するというようなものでございませんので、私いたしましては、新聞に書いてありますことを肯定もしませんが否定もしないというふうなことでひとつ御了承いただきたいと思うのでござります。

○和田静夫君 肯定も否定もされないが、大体否定されないなら肯定されることなんでしょうが、これはあれですか、総理やあるいは大蔵大臣もいなくなつておるんですが、大蔵当局とはもう相談の上ですか。

○参考人(森永貞一郎君) この問題に限りませんが、経済情勢の判断につきましては、大蔵省ありますように余りよくないわけござります。た

いは経済企画庁あたりと始終意見の交換をいたしまひっております。

○和田静夫君 訪米問題についての私たちの態度はさつきお聞きのとおりでありますから、いまの時期は反対であります。福田さんが行かれると

まさに、事前に経済事情その他金融情勢などについて過剰と思うかどうかといったようなことを前々から言われていましたが、それはもう終わりましたか。

○参考人(森永貞一郎君) どういう項目に重点を置いて話し合われるのか私どもがい知りませんけれども、もし渡米される前に時間をちょうどだけでも、私もから見た日本の経済情勢ないしは金融情勢等について御報告申し上げるのがいいのではないかと。三木総理が首脳会談にお出かけになりましたときにもそのようになりますから、日銀は金融政策について中立的な立場にあるというのは当然なことであります。そなく公定歩合の引き下げというのは日銀の権限でありますから、日銀は金融政策について中立的な立場にあるといふのは当然なことであります。そなことをお願いしたことがござります。できますればそうしたいと思つておりますが、まだ日程を決めておるわけではございません。

○和田静夫君 大蔵大臣から聞くべきでしようが、委員会の運営に協力する意味で聞きますが、先ほど竹田委員から質問がありました。昨晩、訪米に備えて大蔵省と福田さんは勉強会やつた。一応の結論を出した。具体的な答弁さつきから大臣何もご言つてしまつたわけですが、具体的にはどんな結論を出したんだですか。

○政府委員(諫岡眞佐夫君) 昨晩、総理の訪米を前にいたしまして、関係各省が集まりまして経済状態一般について、主として各省の意見の交換をしたということございまして、特定の結論を出したというものではないわけでござります。

○和田静夫君 いま日銀の総裁が言われました、總裁としてお考えになつておる意見をやはり具申すべきだということについて、最も具体的にはどういうふうに今日を分析されておるわけですか。どういうふうに福田さんに伝えられようとしているわけですか。

○参考人(森永貞一郎君) 先週、先ほども御引用になりました経済短期観測が出たわけでございま

して、それをいろいろと分析をいたしておるわけでござりますが、その状況を中心として経済の現状並びに将来の見通し等について私どもの考えておりますことを申し上げますのが主になろうかと思つておる次第でござります。

○和田静夫君 私はずっと報道を読んでいました。あなたの記事が出たたびに、こうずっと公定歩合の引き下げについては非常に慎重でいらっしゃつたところがある時点から何かこう動意を示されたようになつた。これは政府の圧力があつたというふうに感ぜざるを得なかつた。言うまでもなく公定歩合の引き下げというのは日銀の権限でありますから、日銀は金融政策について中立的な立場にあるといふのは当然なことであります。そなことをお願いしたことがござります。できますればそうしたいと思つておりますが、まだ日程を決めておるわけではございません。

○参考人(森永貞一郎君) 過去における公定歩合の操作。私が参りましたのはこの二年二、三ヶ月のことです。それが引き下げのみでございましたが、それに関する限りは、常に日本銀行の方からニシアチブをとりまして、もちろん大蔵大臣にえんずることができない。したがつて、引き下げに至るまでの真相はどうなんですか、一体。

○参考人(森永貞一郎君) 過去における公定歩合の操作。私が参りましたのはこの二年二、三ヶ月のことです。それが引き下げのみでございましたが、それに関する限りは、常に日本銀行の方からイニシアチブをとりまして、もちろん大蔵大臣にも事前に御相談はいたしますけれども、大体私ども申しますとおり任せを願いまして決定をいたしておるのが実情でございまして、その間ににおいて、いわゆる政治的な、いま圧力という言葉を使いになつたかどうかわかりませんが、そういうものを私自身感じたことはございません。もちろん、金利政策は国の重要な経済政策の一環でございますので、その背景になる経済情勢の判断につきましては、先ほども申し上げましたとおり、常時関係方面と討論をいたしまして、意思の統一を図るよう常に努力しておることは事実でございますが、公定歩合そのものにつきましてはいま申し上げたとおりでござります。

○和田静夫君 ところで、公定歩合の引き下げの理由についてちょっと伺つておきたいのですが、

民間資金の需要が弱くて、そして景気刺激効果についてはいわゆるアナウンスメント効果があるかどうかというところではないかと思うんですが、どうかといふことは、いわゆるアナウンスメント効果があるからも、引き下げの場合は追随率ある過去の経験からも、引き下げの場合は追随率あるいは浸透期間ともに効果は低くて、特に今日のような情勢で〇・五%の引き下げでは、私は何のための引き下げなのか大義名分を見出せないと考へるんですが、いかがですか。

○参考人(森永貞一郎君) 具体的に公定歩合の引き下げをすでに決定しておるわけではございませんので、その効果がどうであるかということにつきましての具体的なお答えがなかなかむずかしいのですが、仰せのとく、公定歩合の操作にはまず何といましてもシグナル的な効果、アナウンスメントエフェクトがあることは当然といたしまして、日銀の資金の貸し出しの際の利率は上がったり下がったりするわけでございますから、これは短期市場の金利にはそれなりの影響を持つわけでござりますし、さらにはまた一般金融機関いたしましても、できるだけ金利をそのシグナルに従つて操作してもらうようについて期待が伴つておるわけでござりますので、その程度はその時々の事情によって違いますけれども、かなりの実効的な効果が上がってくるべきものであらうかと思つておる次第でござります。

○和田静夫君 何か時間が非常にないようですが、五十年の十月の切り下げのときは、わざわざ一ヶ月も貯金利の追跡を待つたと言われていますが、ところが今回は、内密の約束があれば別であります、どうも本当に公定歩合の先行引き下げになるらしい。まあ私の感じが間違っているのかどうか知りませんが、そういうと、預本金利、特に貯金の金利について、総裁は金利政策の一本化の見地からいろいろ発言を各所でやられていますね。公定歩合と預貯金金利の關係についてどうお考えなのか。

私は、総裁の発言にきょう細かく触れている時理由についてちょっと伺つておきたいのですが、民間資金の需要が弱くて、そして景気刺激効果についてはいわゆるアナウンスメント効果があるかどうかというところではないかと思うんですが、どうかといふことは、いわゆるアナウンスメント効果があるからも、引き下げの場合は追随率あるいは浸透期間ともに効果は低くて、特に今日のような情勢で〇・五%の引き下げでは、私は何のための引き下げなのか大義名分を見出せないと考へるんですが、いかがですか。

間がありませんからまた後刻にいたしますが、いろいろ非常に疑問を感じているんですよ。

○参考人(森永貞一郎君) 一昨年公定歩合を下げました場合には、初めの三回につきましては預貯金利につきましては据え置きのままでございました。第四回の一%の公定歩合の引き下げに際しましては、当時の経済情勢の判断その他からいたしましてやはり一%と、かなりそれまでの引き下げ幅より高める必要があるということがございました。一方、預貯金利据え置きのままでそれが可能かどうか、実効が上がるかどうか、貸出金利の低下が実効が上がるかどうかという問題があつたわけでございまして、その場合には貸出金利につきましても一%引き下げることと同時並行的に公定歩合の引き下げを実行したわけでございます。

○参考人(森永貞一郎君) まあ銀行預金と郵便貯金との関係につきましては、世上いろいろ話されて論争されておるわけでございますが、私はそういった問題よりも、この世界一の銀行になつた郵貯とともに、たとえばいま郵貯会計毎年巨額の損失が出でるわけでござりますので、その辺を一体どう考えるのか、やはり世界一の銀行になつた郵貯においては、その間新聞記者会見の際に質問が出来ますまさに答えたのでございましたが、いま申し上げましたような趣旨で申し上げたわけでございます。

○和田静夫君 私は、これは日本銀行總裁の発言としてはきわめて不適当だと考えております。そこで郵政事務次官、この日銀總裁の記者会見における発言をあなたはどう受けとめられているわけですか。

○政府委員(綿貫民輔君) 私も新聞で拝見したのですが、ただいまも日銀總裁から、まあどういう意味で申されたのか、政府がやっぱり責任を持つてやつております事業について、内容の批判とかそういうことでおっしゃつたのは私はないと思ひますけれども、そういうことでは私はないと思ひますけれども、そういうことであれば私もいささか首をかしげざるを得ないと思っておりますが、しかし、公定歩合の問題とやっぱり預貯金利の問題といふものが連動して非常に悩み多いものだということでいろいろな御発言になつたものだと私は理解をいたしております。

○和田静夫君 総裁がいらっしゃる前でもう一つだけ郵政から聞いておきますが、あの郵政はちよつと総裁の他の質問が終わつてからもう少し続けますけれども、この仮に郵便貯金特別会計について検討をもし

費や運用資金がどうなつてゐるか。多々ますます弁ずといふことには、資本コスト的にもならない蓄を預かる機関として家計経済の安定と向上に寄与してきました」これは郵政省の貯金局が先月発行して私たちに届けた「郵便貯金について」という説明書きの中にあるんです。この精神に従つて私は検討すべきだと思う。預金金利と貯金金利は必ずしも連動する必要はないという点についてどう考えておるんですか。

○政府委員(綿貫民輔君) これは和田さんよく御存じのように、郵便貯金法の十二条で、預金者の利益の増進に十分な考慮を払うとともに、あわせて一般的な金融機関の預金の利率についても配意する、非常に政治的といふべき政治的ですが、非常に微妙な規定になつております。これはやはり金利といふものは私は郵政省としては預金者保護といふことも大事でございますし、逆には財投の原資を提供しておるという非常に大きな使命感も持つておると思います。そういう中で、しかし経済政策といふものはやはりいろいろありますから、物価の問題を取り上げれば預金者の金利をやはりどんどん上げるという方がむしろいいと思ひます

が、一般的な金融機関ともあわせて、たとえば民間の設備投資を振興して景気の振興策にしようといふ場合には、いろんなそういう総合的な預貸の利率の問題が出てくると思いますし、その辺も考えてやらなければならぬ問題でございまして、これは一郵政としての考え方もあることながら、経済全般あるいは国の政府としての総合的な判断に立つていろいろ考えなければならない問題であるといふふうに私は解釈いたしております。

○渡辺武君 日本銀行總裁に伺いたいと思ひますと、五十一年末の国債の発行残高が二兆八千七百四十七億円、約二十一兆円に及んでおるんですね。この大量の国債の約二九・八%、三割近いものが日本銀行の保有になつております。六兆二千億円ですか。で、市中金融機関のこの保有率、これが約四三%で約九兆円、こういう数字になつてゐるわけです。昨年も七兆円を超える公債が發

行されたわけですけれども、表面はどうやら難なく消化できたという形をとっていますけれども、しかし実際市中金融機関、特に都市銀行の数字を調べてみると、昨年の七月ごろから銀行の資金ボジョンが非常に悪くなってきておる。そういうして公債引き受けの資金をつくるという意味もあるうかと思いますが、公債以外の債券を大量に売り出しているというのが実情だろうと思つております。

ところで、今後も公債の大額借りが続くわけでも

と、これはもうどりもなおさずインフレーションでございますので、やはりその辺の限度は守らなければならぬと思っておるわけでございます。したがいまして、今後国債の発行額が増額し、現在の消化方法のもとにおきましては市中金融機関の手持ちがふえるわけでございますけれども、その割合においてオペレーションの額をふやすということは全然考えておりませんことをまずお答えいたしたいと思います。

からば、この企画幾つかの回答を下す。その最後

でしよう。いまの引き受け発行の条件を前提として考える限り日本銀行は成長通貨を貯う範囲内で買いオペをやるんだと言つたら、これは大量の国債が市中金融機関保有と、こういうことにならざるを得ないです、これは。一体それをそのまままで放置なさるのか、どういうふうに対処されるのか、そこを伺いたいんです。

それからもう一点、成長通貨の範囲内で買いオペをやるとおっしゃつてもずっといま累積しているつです。いま申しますように、各行

するおそれも他方に置いてあるわけでございますが、したがつて、金融政策のコントロールということも当然出てくるとは思いますけれども、そのほかにやはり財政面におきましても、そういう景氣のいいときには租税収入もだんだんにふえてくるわけでございましょうから、それに応じて国債発行枠を減らしていくたぐとか、あるいは財政全体の運営をその当時の経済情勢に合わせてモデレートなものにしていくたぐとか、そういう問題が

して、この間大蔵省の発表した改定財政収支試算によりますと、五十五年度末で約五十五兆円という莫大な公債残高になるわけであります。もしいまの公債の発行のやり方、引き受けのやり方、これが今後も悪くというふうに前是をして考えてみ

しかし、この金融機関の自信保有があるの問題に達する場合にどうするかということをございますが、これはやはり消化力というのは国債発行の限度でもあるわけでございまし、そのほかの経済情勢その他諸般の情勢にもよることでござりますが、国債券引取をつらつらと引き受けます。

るわけぢやない。分明と申しましたように、發行額の高の約三割が日銀保有ということになつて、います。が、五十五年度では發行残高の大体やはり三割からいが日銀保有になるというふうにお考へかどうか、この二点を伺いたい。

起こってくるような感じで、いすれにいたしましても、財政、金融両面からいま御指摘の問題をいかにして破綻なく調整していくか、これは私どもの最大の関心事でなければならぬと思っておる次第でございまして、いますぐには心配はないと思つておる。

消化力が一つのチェックになつてしかるべきものだと思いますし、さらにはまた金融機関以外の消化化、いわゆる個人消化等につきまして昨今非常に個人消化が増加いたしておりますのでございますが、今後さらにいろいろ工夫をこらしまして個人消化を努力すると、そういうことも今後必要になつてくるのではないか。そのためには、この公社債

（審議人の新井一郎氏） 男たるものなどとどういふことになるのか、まあマネーサプライのトランクにも影響があるでございまして、あるいは金融機関の資金操りからいつてもいろいろ問題があるわけでございますから、どういうことになるだろうか心配もいたしましたわけでございますが、今までのところさしたる問題もなく推移いたし

○渡辺武君　いや、私、端的に先ほどの質問の結論だけ伺いますが、つまり市中金融機関が大量の国債保有をせざるを得ないような状態にあるわけですからね、もういままでもそうだし、これからもそうだろうと思うんですが。これそのまままでいいかということですね。

それからもう一点は、五十五年度末の日本銀行

らを選択なさるのか、まず伺いたい。

の流通市場をいまよりもっと正常化、健全なものに育てていく必要があるわけございまして、そういうようなことによりまして、巨額の国債発行に全体として対処していくと、そういうことじやないかと思います。日本銀行がオペレーション

ておるわけでござります。それは一つには、いまのようないわゆる経済情勢のもとにおいて資金需要、企業の資金需要が余り起つてない。そのことが今日本日までの国債消化を比較的円滑に推進させてきておるわけでございますが、将来景気が回復いたしたるわけでござりますが、将来景気が回復いたしておるわけでござります。

の国債保有率と言つていいですか、発行残高に対する約三割がもうすでに昨年末では日銀保有になつていて、五十五年度の末では一体どのぐらいいを考えていらっしゃるかと、この二点。

積してきておる、その点も御承知のとおりでござりますが、この国債その他の債券オペレーションの本来の趣旨は、そのときどきの金融市場における短期資金の過不足の調整の限度にとどめておるわけでございまして、しかも長年の経験で総括的

○渡辺武君　いま、この公社債市場の育成というふうにおっしゃいましたけれども、そういう方向で検討するという国会答弁は総理大臣などからありません。

まして産業資金需要が起つてきた場合にどうか  
という問題は確かにあります。産業  
資金の需要を満たさないで、いわゆるクラウディ  
ングアウトの問題を起こしましても今度はまた最  
気の方があまくいかないということになるわけ

に申しますと、いわゆる成長通貨の限度にはほぼ見合ったものにとどまつておるわけでございます。今後の方針といたしましても、経済の成長に見合つてどうしてもそれだけ通貨が増強されるという、その限度においてしか買入オペは行なへべきではないと、もしその限度を超えましてどんどん日本銀行券が市中にはんらんするということになります。

りますけれども、これは後から大蔵大臣に伺おうと思っていましたが、私の知る限りではなかなかかこれ具体化しそうもなさそうだという感じんですね。しかもあと二、三年の間で五十一年度に比べれば二倍近くい五十五年度の公債発行残高になつてくると、べらぼうなものですよ。しかも、財政上の必要から大量に公債発行されるわけ

ございりますので、その辺を一体どう調節していくか、これが今後の金融政策上の非常に大きな問題だと思います。下のところは急激にそういう事態が起こるとも思つております。しかし、先に行つて景気の回復が一段と頗る著になりました場合にどうするかという問題はあるわけでございまして、その場合には経済が過熱する

○渡辺武君 低下しますか。ふえますか。  
○参考人(森永貞一郎君) そんなに上昇しないと  
思います。と申しますのは、国債発行額の方がどう  
なんどんぶれるわけでございますが、たとえばこと  
ういうお答えは御容赦いただきたい……。

しの例をとりましても、国債発行額の去年、ことしの例に徴しましても、国債発行額の増加の方が経済成長通貨の増額よりもはるかに大きいわけでござりますので、先ほど來申し上げておりますような原則を堅持する限りその割合はふえることはないんじやないか。むしろ低下していくのではなくいか。そうあってしかるべきものだと思っております。

○渡辺武君 なほ伺いたいところがありますが  
時間の都合がありますので次に移ります。

こうして市中金融機関が大量の公債を抱え込んだと、これが一つの原因、全部の原因じゃないでしようが、一つの原因になつていま債券の現先市場というものが急成長しているわけですね。規模はコール市場とほとんど同じぐらいになつているという話であります。日本銀行はこの新しい金融市場をどう評価しておられるか。好ましいものと考へておられるのか、あるいは好ましくないものと考へておられるのか、これをまず伺いたい。あるいはまた、一時的なものと考えておられるのか、今後も成長するものと考えていらっしゃるか。

○参考人(森永真一郎君) 仰せのごとく、現先市場は逐次その規模が大きくなつてきております。その背景には、当面、企業金融が緩和しておるという事、並びに企業の投資活動が停滞しておるという事情もございますが、やや長い目で見ますと、減速経済下におきましては、企業の手元流動性がやはり全体として高まっていく傾向があるわけでございます。マーシャルのよなどの数字に努力してきておるというふうなこと、そういう長期的な要因もあって、現先市場の規模が増大をしておるというふうに考へるわけでございます。そういう長期的な要因があるとするならば、今後もその規模になるかはなかなか予断もできませんが、やはり少しずつ大きくなつていくということになります。現先市場の規模が増大していくわけですが、その辺の事情がうかがわれるわけでございますが、そういう背景に加うるに、企業が余資の運用を少しでも有利なものにしたいという効率運用に努力してきておるというふうなこと、そういう長

私どもといたしましては、現先市場の規模が将来どうなっていくかということには十分注意を払つていかなければならぬのではないかと思つておる次第でございます。

関係官庁におかれましていろいろな弊害が起こらないようなどいいう意味での調整措置をとられたことにつきましては、まことに適當なことであったと思っておる次第でござります。

終ボローいたしておる次第でございまして、今までのところ、そういう指標で見ましても、御心配になりますような過剰流動性が起こっておる状態ではないように見受けられます。しかし、今後二、三ヶ月は資料をつくりまして、

• 100 •

これが好みらしいものが好みしないものかと少し  
うお尋ねでございますが、まあ自然発生的にでき  
ましてもうすでに存在するわけでござりますの  
で、これを好みたくないからといって抑圧するわ  
けではありません。むしろ見えてる

（源氏物語）最後に一言かたがいたいのですが、この現先市場ですが、鉄鋼、自動車その他の大企業が手元資金を使って債券を買う。売り手の方には、直接にか間接にかこれは別です、しかし市中金融機関が手取らの債券を売ってはいる、どういうふう

○渡辺武君　いや、私のお伺いしたいのは、通貨金融政策上現先市場にどう対応されるのかといふこの問題を分析し検討していくなければならぬことは当然だと思っております。

卷之三

けのものでもござりますまい。やはり現先市場が健全に、一層健全に発達していくいろいろな摩

（渡辺武春）最後に一問がお伺いしたいのです。この現先市場ですが、鉄鋼、自動車その他の大企業が手元資金を使って債券を買う。売り手の方とは、直接にか間接にかこれは別です、しかし市中金融機関が手持ちの債券を売っている、こういうことなんですね。そうすると、売った銀行のことから見金は入ってくるのですね。二つで、マ

○参考人（森永貞一郎君） 現先市場そのもののつづきで、この問題を分析し検討していかなければならぬことは当然だと思っております。渡辺武君　いや、私のお伺いしたいのは、通貨金融政策上現先市場にどう対応されるのかということです。

卷之六

○渡辺武君 育成する方向で考えておられるようですが、これは、なんでしょうかね、もういろんな債券が出ていますが、公債もやっぱり対象の中にはもちろん入りつつあるということ、将来これが公社債市場として成長するというような展望を持ちで考えておられるのか。

それからもう一点、これは従来の日本銀行の金融調整の範囲外で生まれてきてるんですね。ですから、今後の金融通貨調整上どういうように対応なさるおつもりなのか。この二点を伺つておきたい。

○参考人(森永貞一郎君) 公社債市場にこれが発展していくということはたいへんじやないかと周ります。と申しますのは、もう御承知のとおり、公社債の売り戻し、あるいは買い戻し条件つきの売買に名をかりた金融取引でございますので、これそのものが公社債市場に転化していくという可能性は乏しいのではないかと思つております。

第二点は、おっしゃるように、日本銀行といいたしましては、何らの介入もいたすべき筋合いのものではございません。ひたすら余り不健全なことにならないようその成り行きを見守つておる、いわば中立的な態度をとつております。しかし、

この現先市場ですが、鉄鋼、自動車その他の大企業が手元資金を使って債券を買ひ。売り手の方は、直接にか間接にかこれは別です、しかし市中金融機関が手持ちの債券を売つてゐる、こういう状況なんですね。そうすると、売つた銀行のところに現金が入ってくるわけですね。ところで、マネーサプライ、 $M_2$ の計算上から言いますと、銀行の手持ち現金といふのはいわば差引いて計算されるわけですね。そうしますと、日本銀行が仮にマネーサプライを見ながらインフレーションが激化しないようにといふのでいろいろ通貨金融の政策を出される場合でも、むしろ現先市場が拡大すればするほど、 $M_2$ は増勢鈍化という形になってしまふから、そうしますと二兆円にも及ぶいわば一種の流動的な市場が片っ方にこう生まれてきているわけですね。これを放置しておいていいのかどうか。インフレーション防止という見地からこれについてどう対応なさるのか、これ伺いたい。

○参考人（森永貞一郎君） いま、 $M_2$ は現金通貨と預金通貨並びに準通貨といふようなことで、これは統計の速報性といふことも考えまして、いわゆる $M_2$ でマネーサプライを考えておるわけでござりますが、さらにこれに郵便貯金を加えるとか、あるいは農協の預金も加えるとか、さらには、いまの現先市場に関係があるわけでございますが、今融資その他の債券の企業の保有高も加えて考えるとか、いろいろ統計はできるわけでございまして、私ども、少しおくれますけれども事後的に見て、そういう統計もつくつて見ておる次第でござります。

○参考人(森永貞一郎君) 現先市場そのものにつきましては、これは企業間の取引でござりますので、私どもが直接介入すべき限りではないと思つております。ただ、その現状はどうなつておるか、どう推移しておるかという全体としての成り行きはもちろん私どもの関心事でござりますけれども、現在のところ現先市場そのものに介入することは考えておりません。

○渡辺武君 どうも。

○委員長(安田隆明君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田隆明君) 速記を起こして。

○和田静夫君 そこで郵政省ですがね、次官、郵便貯金法十二条の二項を今度の場合どういうふうに判断しているんですか。

○政府委員(綿貫民輔君) 今度の場合と言わざると、公定歩合引き下げになつた場合といふことございますね——。それは先ほども申し上げましたように、非常に客観的な情勢がいろいろあつたのですが、これは政治的にやはり最終的にいろいろ考慮されるべき問題だと思ひますが、郵政省としては預金者の利益というのを十分考へていきたいという気持ちでございます。

○和田静夫君 そうですね。前段、いわゆる少額貯蓄の利益擁護この条文はウエートがかつかますね。そうすると、情勢から判断して、郵政が考へておるとおりになると判断されますか

○政府委員(綿貫民輔君) 私のところの大臣もお仕事早々こういろいろ情勢があることも察知

金融政策上現先市場にどう対応されるのかということです。

○渡辺武君 いや、私のお伺いしたいのは、通貨の問題を分析し検討していかなければならぬことは当然だと思っております。

い就。省て額え郷はるまどまつ郵

たしておりまして、総理に直接、利下げということで対しては慎重にやつてもらわなければ困るということでお常に大きな抵抗を示しております。これは事実でございます。そういうことで役所もそういう気持ちでいっぱいだと、こうなことを申し上げておきます。

○和田静夫君 最後ですがね。そこで、郵便貯金特別会計が赤字ですね。この解消について計画なり、めどなりがあるのかどうかいかがですか。

○説明員(小山森也君) ただいまのところ明後年五十三年度以降黒字に転換するものと思っております。

○和田静夫君 この郵貯の特別会計自身について問題があるという意見がたくさんありますね。

○説明員(小山森也君) 先生おっしゃるとおり、赤字とかいろいろ考え方が準拠いたします法律が郵便貯金法であつたり、あるいは資金運用部資金法であつたりということから、いろいろ御意見があるようございますけれども、ただ、これの本質はやはり流動的なといいますか、非常に変化のあります金利といふものと密接に関係しておる会計でございまして、したがいまして、単年度においてその赤であるとか黒であるとかいうことではなしに、ある期間においてバランスがとれていらうのが、今までの郵貯会計の現状でございまして、現在の仕組みを直ちに変えるといふようなことの検討はまだいたしておりません。

○委員長(安田隆明君) 午後五時まで休憩いたします。  
午後二時五十二分休憩

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開いています。休憩前に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 大蔵大臣、昨日三千億円の追加減税が決定をしたわけですが、予算修正権をめぐつてなおこの国会は論議が残つていくわけですか

ども、大蔵省の予算編成について反省があることだと思いますが、どういいま感想をお持ちですか。

○國務大臣(坊秀男君) 大蔵省では予算編成に際しましては、財政当局として、この事態に際しましては最も適切なる予算をつくったと、かように考えております。だがしかし、きのうの各党の話

し合いによって合意されたものは、大蔵省でわれわれが考えたものとは若干結果において食い違うものがこれが合意されたということにつきましては、これは私どもといたしましては、その限りにおいては、私ども非常に遺憾でございますけれども、しかしながら、政治というものは、これは

ことに議会制民主主義はかかりで、国会で政治が行われておる以上は、各党の合意によつて、そろして決められたというものにつきましては、これは財政当局は、その決められたものを尊重いたしまして、ぜひともその趣旨を生かしてまいりたいと、かように考えております。

○和田静夫君 昨日の記者会見でも、財政当局としては非常に遺憾である、こういうふうに述べられているんですが、私は、何が遺憾なのかという

のがよくわからない。大変、内政的に遺憾である——いわゆる野党がすべて予算に対して一定の要求を持つておつた、それを財政当局としては先取りすることができなくて、そういう見通しがなかつた不見識さが遺憾である、これは当然われわれはそういうふうに理解をしますが、あなたの、非常に遺憾であるというのは、私の述べたのと逆の意味ですか。

○國務大臣(坊秀男君) 私は、今度の事態に処して、私どもの考えたものが、これが一番いいんだというふうに考えておつたわけなんです。しかしながら、それは議会政治におきましては、それは

自分がこれが一番いいんだからと、ぜひともこれを実現していくこと、そういう意欲はありますけれども、しかしながらそこは、国会において、議

会在において、あるいは政党間において、こういうふうにやっていくことというふうな合意があつた以上は、私もいまのでこれが一番いいと、いまも私は思つておりますけれども、しかしそれは私の考えであります。——私も人間でございますから。ところが今度の合意によってそれが違つてしまつたということであるならば、これは私はその合意に基づくものを、これを実現していくということに、私もそういう気持ちになるのが、これが議会の常道であるうと考えます。

○和田静夫君 もう一つだけそこで伺いますが、昨日の記者会見の報道によれば、政治責任を十分感ずる、こういうふうに述べられています。これ

は、内閣に対する政治責任を感じられたんですね。それでも、しかしながら、政治というものは、これは今は今後も私はそういうようなことをことし以後にやつてまいりたい。ただ、私が考えておりましても、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○國務大臣(坊秀男君) ことしの予算編成に際しましては、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○和田静夫君 もう一つだけそこで伺いますが、昨日の記者会見の報道によれば、政治責任を十分感ずる、こういうふうに述べられています。これ

は、内閣に対する政治責任を感じられたんですね。私は、皆さんの御意見を、国会が一番の私は上にやつてまいりたい。ただ、私が考えておりましても、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○國務大臣(坊秀男君) 私は、内閣と国民と、これを分離して考えてはおりません。私は、自分が国家のために、国民のために一番いいと思つた行き方がある、これが各党の合意によりまして変わつてしまつたということにつきまして、そういうふうな変わつてきたものを、これをまあ実現すべく努力をいたすんでござりますけれども、それにつきまして、自分の考えておつたということが、実行の運びにならなかつたということについて責任を感じるというふうに思つています。

○和田静夫君 そうすると、いまのことを総まと

課せられた今日の仕事であろうと思っておりま

す。

○和田静夫君 もう一つ、五十三年度以降の予算編成に当たつては政府案のつくり方、出し方を変

えます、こう記者会見をされました。大蔵省の予

算編成については、これまでには与党である自民党の言い分をずっと聞いてこられたという形だったが、福田総理が対話シリーズと名づけて国民総参加予算と銘打つた、しかし形ばかりであった、形ばかりであった結果が昨日の結果を招來をした

と、こういう反省に立つて五十三年度の予算編成に当たつては、あなたのお言葉は、もつと早い時期に与党といろいろ意見調整をする過程、野党とも折衝をして十分意見を聞き、それを組み入れて、こういう反省に立つて五十三年度の予算編成に当たつては、あなたのお言葉は、もつと早い時間が決まりました。

○國務大臣(坊秀男君) ことしの予算編成に際しましては、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○和田静夫君 ことしの予算編成に際しましては、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○國務大臣(坊秀男君) ことしの予算編成に際しましては、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

○國務大臣(坊秀男君) ことしの予算編成に際しましては、私は各党の政審会長、政策担当者においでを願いましていろいろお話を聞きましたが、これは今後も私は理解をしておいてよいのですか。

歳出ともに何億円といったようなこと、これがやつぱり私は見合うという言葉であらうと思いま

が、しかし歳出の方が歳入を超過しては見合つたことにならない」、こう書かれていますね。この解釈どおりでよろしいですか。

○和田静夫君 そこで大臣、この河野一之さんの「予算制度」によりますと、「歳入が多いのはよいが、しかし歳出の方が歳入を超過しては見合つたことにならない」、こう書かれていますね。この解釈どおりでよろしいですか。

○政府委員(加藤隆司君) いいと思います。

○和田静夫君 野党の予算案が出てきてからの論議にします。

そこで、大蔵大臣、減税によりまして地方交付税にはどういう影響が出てきますか。

○国務大臣(坊秀男君) いまのところ三千億減税といふものを、これを、税収というものは歳入になるものであります。いまのところ三千億減税といふものは、その歳入を変えるということにはなっておりません。つまり歳入というものは見積もりであります。そこで、普通にいつても、あるいは自然増収があつたり、あるいは足りないというような場合もこれございますから、そういうふうな場合もございまして、そこまでおまけで、普通にいつても、あ

るいは自然増収があつたり、あるいは足りないと

いうような場合は、その歳入を変えるということにはなっておりません。つまり歳入というものは見積

もりであります。そこで、普通にいつても、あ

るいは自然増収があつたり、あるいは足りないと

おける精算制度、これはあるわけでございます。その場合にはその措置によりまして精算制度にかかわります交付税の精算額に、二年後でございま

すが、若干の影響は出てこようかと思います。

それからなお、本年度、現在の歳入予算の見積

もりが変えられておりませんので、交付税は確保

をされるわけでございますが、もし税収入が減少

していく、それに伴う補正措置が必要だと、こう

いうような事態になりましたら、それに対応をい

たしまして交付税の確保措置等は改めてその場

合、そのときに措置を講すべきである、このよう

に考えております。

○和田静夫君 その場合に、大蔵大臣、後段の場

合ですがね、いまの自治省答弁の、これまでの方

法が踏襲をされる、いわゆる国庫で負担をして地

方には負担をかけない、これは確認をしておいて

よろしいですね。

○政府委員(加藤隆司君) 歳入歳出部面のいろんな

要素がござります。それからそのときの財政事

情がござります。ただいま財政局長が答弁ござ

ましたように、もしそういうことが起つりました

段階に、そのときの条件で検討することになると

思ひます。

○和田静夫君 言つてみれば、その地方交付税の

影響が出た場合には国庫で負担をするということ

ではない。そういうことでございまするから、御

承知のとおり、地方交付税というものは三税の三

二%というふうに決まっておりますから、これに

影響するということはないと思います。

○和田静夫君 これは自治省どうですか。

○政府委員(首藤嘉君) たゞいま大蔵大臣からお

答え申し上げましたとおりでございまして、今回の措置では国税三税の歳入見積もりを削つております

ませんので、交付税の所要額は当初予算に計上されましたが、額のとおり確保をされる、こういうことでございます。

○和田静夫君 実質的には減るということは将来起つりますね、これ。

○政府委員(首藤嘉君) 御承知のように、交付税制度には三税の収入の増減に伴いまして後年度に

す。自治省の側は、言つてみれば地方に負担をかけることがないような措置をする、こう述べてお

ります。大蔵大臣、このことに理解を示されますか。

○国務大臣(坊秀男君) 私は、いまのところそういう事態が起つるとか起つらぬというようなことでございませんので、そのときに検討いたしまして、そして支障のないようにしたいと、かように考えます。

○和田静夫君 支障のないようにしてみたいということは、政府の責任において起つたことであるから、その意味において地方に負担をさせるという

うな形で支障が起ることのないようにする、こう理解しておいてよろしいですね。

○国務大臣(坊秀男君) そういうときが起つります

ら、その意味において地方に負担をさせるというか

うな要素がござります。それからそのときの財政事

情がござります。ただいま財政局長が答弁ござ

ましたように、もしそういうことが起つりました

段階に、そのときの条件で検討することになると

思ひます。

○和田静夫君 言つてみれば、その地方交付税の

影響が出た場合には国庫で負担をするということ

ではない。そういうことでございまするから、御

承知のとおり、地方交付税というものは三税の三

二%というふうに決まっておりますから、これに

影響するということはないと思います。

○和田静夫君 これは自治省どうですか。

○政府委員(首藤嘉君) たゞいま大蔵大臣からお

答え申し上げましたとおりでございまして、今回

の措置では国税三税の歳入見積もりを削つております

ませんので、交付税の所要額は当初予算に計上されましたが、額のとおり確保をされる、こういうことでございます。

○和田静夫君 これは自治省どうですか。

○政府委員(首藤嘉君) 準正の事態が参りました

場合に積算をいたしまして、地方財政の運営が困

難にならないように、私どもとしては財源の確保

をいたしましたつもりでござります。

○和田静夫君 余り時間がないから何遍もやりと

りできませんが、大蔵大臣、いま若干見解が違います、しかし、私が述べてきたことが大筋で

のことを十分に理解をしておいてもらいたい。

○国務大臣(坊秀男君) 先ほど来申し上げてお

とおり、具体的にどうすると、こういうことを申

し上げておるんじやございません。

○和田静夫君 いや、そだから私の言つている

ことを理解をしておいてもらいたい。それはよろ

しいですね。

○国務大臣(坊秀男君) おっしゃることはよく

考えます。

○和田静夫君 支障のないようにしてみたいとい

うことは、政府の責任において起つたことであるか

ら、その意味において地方に負担をさせるという

うな形で支障が起ることのないようにする、こう理

解しておいてよろしいですね。

○政府委員(加藤隆司君) 歳入歳出部面のいろいろな要素がござります。それからそのときの財政事

情がござります。ただいま財政局長が答弁ござ

ましたように、もしそういうことが起つりました

段階に、そのときの条件で検討することになると

思ひます。

○和田静夫君 言つてみれば、その地方交付税の

影響が出た場合には国庫で負担をするということ

ではない。そういうことでございまするから、御

承知のとおり、地方交付税というものは三税の三

二%というふうに決まっておりますから、これに

影響するということはないと思います。

○和田静夫君 これは自治省どうですか。

○政府委員(首藤嘉君) 過去にはいろいろなケ

ースがござります。先生のいまおっしゃつたよう

な例が多いとと思いますが、そうでない例もあつたかと思います。

○國務大臣(坊秀男君) 先ほど申し上げましたとおり、支障のないようにしてみたいと思っておりま

す。

○和田静夫君 政府内の見解はばらばらでは困りますからね。いま両方から答弁をいただきまし

た。そして、支障のないようにして処理をすると

ことは、私が質問の趣旨で述べたこれまでの方法

を踏襲して国庫で負担をするという意味合いのも

のを含んでいます。こういう政府側の答弁があり

ましたから、大臣、そのことを十分に理解をし

て、あなたの支障のないようによつておられるということです

ます。

○和田静夫君 長官そら言われますけれども、政

府経済見通しで重視をしなければならないのは、この経済成長率がいわゆるげたを履かれていま

すね。おたくの資料によつても三・三%。そうす

ると、この統計上のずれ込みを除きますと、五十二年度の実際の成長率というのは三%ないし二%台じやないですか。どうなんですか。

○国務大臣(倉成正君) 経済成長率というのを、和田委員も専門家で御承知と思いますが、年度と

年度の平均ということをお考えいただけば、その角度が前半に大きく伸びる、あるいは後半に大き

く伸びるということはあり得ると思いますけれども、前半にことしの場合は、五十一年度の場合は

伸びたわけでございますが、その高い水準で後半もずっとといつてあるわけですから、その伸びが少し緩やかであったということは御指摘のとおりでござりますが、経済成長としては五十年度に比較して五一年度は五・七%と、正真正銘の五・七%と御理解をいただきたいのです。

○和田静夫君 そらするといまのところは補正をされた五・七%でいいと……。

○国務大臣(倉成正君) そう思います。

○和田静夫君 ところが経済企画庁が景気回復宣言をずっとされてから、毎月出されます月例経済報告、恐らくきようかあした、三月分出るんだろうと思うんですが、これは景気が悪いときにも実は景気は回復基調にあると、軒並み毎月同じことを書かれているんですね。いわば万年強気論でしょう。昨年の七月から九月、第二・四半期は景気が完全に中だるみに陥った。ある人は中だるみじやなくて本だるみだということを言っていますが、そのときにさえ十一月に至るまで赤信号出さなかつたでしよう。出されなかつた。そんなに客觀性を欠く見通しというのでは、これは信用しろと言う方が無理じゃないですか。これははどういうふうにお考えです。

○国務大臣(倉成正君) 和田委員の御指摘は、月例報告のトーンについての御指摘だと思います。官厅の文書でありますので、なかなか持つて回つたような表現がある。ぜひこういうことであるということをなかなか、少しオブレートに包んでいるというような面があるかもしれません。それは御指摘のとおりだと思います。この点は私のも

う少しすつきりしたものにいたすべきじゃないかということを考えておるわけでございます。しかし、その点を除きますと、私は月例報告に書いておりますことは決して間違つたことは申していません。

これは御案内のとおり、四半期別の国民所得統計がずっと出されておるわけでございますけれども、これをとつて見ますと、たゞいま御指摘の、近く十一十二月が明日あたり出ると思ひます。そ

の数字をとつて見まして、やはりそのテンポは緩やかでありますけれども、なだらかに個人消費でもその他の部門でも上昇している。ただ十一十二月をとりますと、民間の住宅投資が七一九月の落ち込みがございましたので、これが落ち込んで

いる。あるいは政府の固定資本形成、公共支出の出がちょっと出おくれた。それから地方財政のこと

とあります。国鉄、電電もある。そういうことで十一一二月は若干伸びが鈍化しておるわけですが、これでも、それでもやはり七一九よりも伸びておるということをございまして、この文章の点は確かに歯切れが悪い点はありますけれども、私はこの書いておることは決して間違つたことは書いていないと思つております。しかし、もう少し実感に合うよう、もっと少し文章を工夫したらどうかといふ点は、私も和田委員の同じような気持ちを持つておるわけでございまして、各役所にこちを相談をするというところで、なかなかそういう点がありますから、製造業は、横綱である鉄鋼が落ち込むであろう。しかし非製造業の部門は電力を中心にこれは伸びていくであろう。それから卸とか流通関係、それからまたこの日銀の短観や、あるいはその他の調査には出てまいりません中小企業の設備投資というの、その一つ一つをとりますと大したことはございませんけれども、寄せ集めますとかなりのものになつてくるということではなくらうかと思うわけでありまして、日銀の短観、私もここに持つてきておりますけれども、確かにある時期から比べると、現時点でくると下方修正をしたという数字が出ておるわけでありますが、企業間の心理が、現在やはり少し、何と申しますか、多少氣迷いがあるということでありますので、また少し予算でも通していただいて、そうして政府が積極的にこの予算の執行を図つてくといふことになれば、またその氣迷いが去つて

ね。また、きのう日本経済新聞が調査結果を発表しましたがね、日経の発表でも全産業で〇・七%アップでしよう。そうすると、こうした調査結果の一例を考えただけでも、政府経済見通しといふのは私はとうてい達成できないんじゃないだろうか、そういうふうに考えておるわけでございます。で、このところは私の考え方間違いでしようか。

○国務大臣(倉成正君) まあいろいろな機関がいろいろな見通しをいたしておるわけでございますが、この各調査が全部の産業全部を網羅している

わけではないわけございまして、カバー率は三分の一から半分程度のカバー率でございます。したがつて、私どもマクロの計算でいろいろいたしておるわけありますが、遠観して申しますと、製造業は非常に弱気である、これは鉄鋼が非常な操業率も低いし、過剰設備を抱えているという

点がありますから、製造業は、横綱である鉄鋼が落ち込むであろう。しかし非製造業の部門は電力を

を中心にして伸びていくであろう。それから卸とか流通関係、それからまたこの日銀の短観や、あるいはその他の調査には出てまいりません中小企業の設備投資というの、その一つ一つをとりますと大したことはございませんけれども、寄せ集めますとかなりのものになつてくるといふこと

ではなくらうかと思うわけでありまして、日銀の短観、私もここに持つてきておりますけれども、確かにある時期から比べると、現時点でくると下方修正をしたという数字が出ておるわけでありますが、企業間の心理が、現在やはり少し、何と申しますか、多少氣迷いがあるということでありますので、また少し予算でも通していただいて、そうして政府が積極的にこの予算の執行を図つてくといふことになれば、またその氣迷いが去つて

ね。また、きのう日本経済新聞が調査結果を発表しましたがね、日経の発表でも全産業で〇・七%アップでしよう。そうすると、こうした調査結果の一例を考えただけでも、政府経済見通しといふのは私はとうてい達成できないんじゃないだろうか、そういうふうに考えておるんですけど、何か具体的にこれから相談されるんですか、福田総理と。

○国務大臣(倉成正君) 私は経済企画庁長官としてもいつも常時総理とは毎日のように電話で、あるいはいろいろな閣議の前後とかお話をしておりますから、まあ何をという特定のことではなくして、絶えず経済の動きについては、海外情勢を含めて総理のお耳に入れ、また総理のお考えも聞こうとしているわけでございますので、取り立てたことを考へておるわけではありません。

○和田静夫君 どうぞ。

大蔵大臣、本来の所信表明に戻りますが、「景

気の回復を急ぐ余り、インフレの再燃を招くよう

なことは厳に避けねばなりません。物価の安定こそは、健全な経済活動を維持し、社会的公正を確

保していくための不可欠の前提であり、私は、物価の安定に今後とも最大の努力を傾注する覚悟であります。」こう述べられたわけです。昨年から

そは、健全な経済活動を維持し、社会的公正を確

保していくための不可欠の前提であり、私は、物価の安定に今後とも最大の努力を傾注する覚悟であります。」こう述べられたわけです。昨年から

そは、健全な経済活動を維持し、社会的公正を確

保していくための不可欠の前提であり、私は、物価の安定に今後とも最大の努力を傾注する覚悟であります。」こう述べられたわけです。昨年から

そは、健全な経済活動を維持し、社会的公正を確

保していくための不可欠の前提であり、私は、物価の安定に今後とも最大の努力を傾注する覚悟であります。」こう述べられたわけです。昨年から

なきやならぬと言われているんですが、何か具体的にこれから相談されるんですか、福田総理と。

○国務大臣(倉成正君) 私は経済企画庁長官とし

ていつも常時総理とは毎日のように電話で、あるい

なきやならぬと言われているんですが、何か具

体的にこれから相談されるんですか、福田総理と。

○国務大臣(倉成正君) 私は経済企画庁長官とし

ていつも常時総理とは毎日のように電話で、あるい

なきやならぬと言われているんですが、何か具

体的にこれから相談されるんですか、福田総理と。



は協力するという姿勢があつたので、そういう精神的な支持について國の方でも地方の窮状を考えて五十二年度地方財政対策の中でそういうことを配慮してくれないかと、地方の方が協力したと、それに対して國の方も協力しようという、そういう趣旨でございまして、九百五十億の特例交付金

を算定する際に、そういうことを考慮して特別の措置をとつてくれないかという、そういう趣旨でございます。取れなかつたら補てんするとか、そういうような意味ではないわけでございます。

○和田静夫君 これはそうなんですか、自治省。でございますが、先生御案内のように、源泉分離課税の利子分につきましては住民税が取れておりませんので、何とかして住民税を徴収をする方法がないものかと、こういうことで税調そのほかにも諮りまして種々検討いたしましたが、ただいまの現行制度ではなかなかむずかしゅうございます。しかばらこのようにして徴収をされた國の税分を何とか地方に譲与をしてもら、こういう方法もないものだろうかと、こういうこともいろいろ検討いたしましたが、金額的な面あるいは方法、こういう点について折り合ひがつかないまま終わつたわけであります。したがいまして、そういう事柄も含めまして五十二年度の財政の状況が困窮をしておる、その他の状況を総合的に勘案をする、そういうものも含めて九百五十億、こういう臨時特例交付金に相なつた次第でござります。

○和田静夫君 これはもう、ちょっとこんな短時間でできませんから、後の機会に譲ります、ここでちょっと加藤さんの方に、九百五十億を算定をされた、それぞれの事情によって算出した数字を、後で資料で出していいだけですか。

○政府委員(加藤隆司君) 資料でお出しするのもいいですが、説明を申し上げてはいかがでござりますか。

○和田静夫君 結構です。いや、いま時間がない

んだ。そうだから後で。

○政府委員(加藤隆司君) いま御説明してもいいですか。

○和田静夫君 いや、こつちが困るんだ。数字で出してくださいよ。それは説明は受けますから。

そして論議は後に残します、ここは。

あと一つだけです。いや、二つ。第三項の「異例の措置である」というやつがありますね、「異例の措置」これ、何で異例の措置なんですか。

四千三百二十五億が異例というんですか。

○政府委員(加藤隆司君) 一般的に交付税でやるのがたてまでございますね。特例交付金というものはおよそ異例の措置といふに考へているんで、名前も特例といふように從来からつけておるわけでございますが、そういう意味でございます。

○和田静夫君 これは法定することが異例の措置ではないのですか。

○政府委員(加藤隆司君) 一般的にはただいま申し上げたとおりで、四千三百二十五を法定すると

いうことで、それもまあ異例でございますが、異例の意味が、一般的に特例交付金はおよそ異例でございますね。そういう意味でいま申し上げました、後の方で先生の御指摘の意味も、もちろん重要な異例の措置でございます。

○和田静夫君 そうすると、正常な措置というの

うふうに考えております。

○和田静夫君 いま言つたように、異例な措置といふものが、結果的に法六条の2というものを満たしたものにならないじゃないですか。

○政府委員(加藤隆司君) ちょっと私の説明が、異例の意味を申し上げまして、その異例に二つあると申しましたが、後の方の異例は、制度改正と

いう意味になるわけでございます。

○和田静夫君 もうこのところは、大臣もう少し討論を深めます、この次の委員会で。もう持ち時間あと一秒ぐらいしかないから。

そこでもう一つだけ伺っておきますが、覚書の五。この「方策を検討し、できる限り速やかに結論を得る」、こうなっています。これは大蔵大臣、どういう合意なんですか。大蔵、自治省間で何か機関をつくって結論を得ると、そういうことですか。大蔵の側が考えていつて結論を得ると、そういうことです。

○政府委員(岩瀬義郎君) この問題は、両省で話しあつてきた問題でございます。今度の五十二年度の予算の際には、まだ議論を尽くしておりませんので、それを引き続き中心にして検討をしていきたいということです。

○和田静夫君 大蔵大臣、これはめどはいつですか。それで私は、地方債研究会ではもうだめだ、ここまではつきりされて、「方策を検討し、できる限り速やかに結論を得る」と、こういうふうに覚え書きされたんですから、やっぱり新たにこの問題だけ突っ込んでもっと早いめどを立てて検討される、それぐらいの約束はきようできるんじやないですか。

○政府委員(加藤隆司君) 通常こういうものなしに、三税の三三%で賄えるというのが常態であるとお考へになつておるんであります。

○和田静夫君 そうすると、正常な措置といふのは。

○政府委員(加藤隆司君) 通常こういうものなしに、三税の三三%で賄えるというのが常態であるとお考へになつておるんであります。

○和田静夫君 大蔵大臣ね、いまのやりとりで、結局これは地方交付税法六条の2は満たした、法律的要件は満たした、大蔵大臣はそういうふうに思ひます。

○和田静夫君 たとえば自治省がと、こういうふうに思ひます。

制度論といふものに首を突っ込むべきであろうかどうかという疑問は依然としてわれわれは持つておるわけですが、それは自治省の側から

いければ、確かにまだまだ大蔵省の考え方はおかしいとお立場になられると思いますので、これ

はいつまでに時間をかけてということよりも、もつともっと議論を尽くさなければならないというので、めどをいまはいつに置くかということについては私ども、いつになつたらはつきり結論が出来どといふやうには必ずしもいまの段階で申し上げることはできないと存じます。

○和田静夫君 たとえば自治省がと、こういうふうに思ひます。

非公式のものかこれは私は知りませんけれども、研究機関といったようなものを設けて、そうしてこれは研究してきておるんだと、ところが、そのときには、実はまだそれの結論が出ていない、こういうことでございました。それは、そういうふうな勉強をしていただくということは大変結構なことだが、その結論がまだ出てないということであるならば。これはせひととも急いで、大蔵省、自治省、それからまた六団体という方々の協力を願つて、そうしてその研究の結論を得ようじやありませんかと、その結論を得た結果、この公庫の改組といふものをひとつやろうというようなことを、私は申し上げたことを記憶いたしております。そのときには、まだその結論が出ていない、こういうお話をございましたので、それで、それじや本年度は間に合わぬけれども、できるだけ速やかにその勉強を進めていく、そういう話をしたことを覚えております。

○和田静夫君 いや、最後に希望だけ述べておきますが、この部分については、大臣といま述べられましたように、できるだけ速やかにという言葉でもつてずっと、速やかにが何年もかかっちゃ困るので、五十三年度の国家予算の編成に向かつては、ここ部分というものは結論を得ると、一定のめどとして努力をされる、こういうふうに理解をしておきます。

○糸山英太郎君 私の持ち時間は二十分ですが、ただいま理事からバーティーの都合上五分間早めるようによいま言わされましたので、協力してあげたいんですが、大臣あるいは各局長の答弁が遅ければバーティーに間に合いませんから、どうぞしっかりと簡単に明瞭にお答えをいただきたいと思ひます。

実は、国民が注目していた一兆円減税等をめぐる問題も、いま和田委員から確かにお話をありますけれども、きのう減税での予算修正は、戦後初めてという政府・自民党の完全敗北で決着がつきましたが、私は、大蔵当局の最高責任者である

大臣が、予算案の国会審議に関して見通しを甘く持ち過ぎていたのではないかということを痛感します。野党側のスクラムが強いのは、初めからわかつたと思います。これがベストだとして編成された予算案のはずですが、これまでには大臣は政府首脳との連絡などのときに、どんな決意で臨まれてきたのですか。総理の訪米前までに決着をつけるため、政治的に妥協する腹だったのですか。修正に応ずるぐらいならば深く腹を切る、そぞらの信念を持つて当たつていただきかたがれども、ここでもつて修正をされるということは本当に情けないことだと思わないんですか。ひとつ御答弁願います。

具体的に伺います。基金の場合、四十九年度は予算一千九百八十億円のうち幾らあったのですか。五十年度は予算二千百六十五億円のうち幾らあったのですか。また事業団の場合、五十一年度の累積規模百五十二億円のうち、未消化は幾らあつたのですか、はつきりとお答えを願いたいと思います。

○政府委員(藤岡寅佐夫君) 正確な数字は主計局の方から答えていたすと想いますが、確かに御指摘のようすに、予算の消化が遅かつたといふのは事実でございまして、私どもはこれを促進しようということで、昨年末以来、関係各省と打ち合わせてまいつたわけでございます。しかし、根本的にはさつき大臣が申し上げましたように、相手国プロジェクトの受け入れ体制その他、手続の面等に大きな欠陥がござりますので、この辺は相手があることござりますが、今後ともその改善を図つていただきたいと思っております。

○糸山英太郎君 だめだよ。答弁になつていよいよ、いまの。幾らあるのかと聞いてあるんですよ、未消化分が。きのうのうちに言つてある、ちやんと。

○政府委員(加藤隆司君) 円借の場合でございますと、基金が、御指摘の四十九年度は千七百三十億の予算でござりますが、支出実績が千二百三十億でござります。それから五十年は千八百九十九億に対しても六十二億でござります。それから事業団の場合でございますが、事業団は、四十九年度が七十億三千万に対し五億四千万、それから五十年が百二億に対し三十億五千万でござります。○糸山英太郎君 おかしいですね。大蔵省のいま未消化分が、これは海外協力基金ですが、五百億円あることになつています。昭和五十年度に関しても未消化金が七百六十六億円、それから累積規模、国際協力事業団に関しては八十億四千五百萬、ちょっと数字が違いますので、これまた、あなたといまやつている最中じやないですよ、時間

がないから、パートナー間に合わないから。ぼくはきのう言つてあるんですよ、この問題について聞きたいということを。これじゃだめだ、こんなことをやつてるんぢや。時間ない、時間ないと言つて、もう二十分しかないんだ。

○政府委員(加藤隆司君) ただいま直借というお詫びたんで、直借の数字を申し上げたんですが、全体で申しますと、四十九年が当初千九百八十億に対し一千四百八十億でござりますから五百億でその数字でござります。五十年は二千六十五億に対し一千五百六十五億でござりますから、ただいま御指摘のような数字になるわけでござります。六百億でござります。

それから、事業団の場合でございますが、五年の全部の数字を言いますと、二百三十六億に対して二百十九億でござります。三十億のキャリーオーバーで不用が十五億というふうになつております。

○糸山英太郎君 だめだ、だめだ、こんなことじやもう全然だめだ。大臣の答弁は、相手国がどうのこうのなんて言つていますけれども、こんなようなことじやだめですよ。いまや日本の見識と信頼の問題です。金がどうしてこれだけ未消化金があるか、私はこれを読み上げますけれども、いまの問題に関して私は三つの重要な問題点を指摘します。

第一は、大蔵省のチエックが厳し過ぎて、予算を使うまでの時間がかかり過ぎるんですよ。予算がついているのに実施の段階で、いわゆる実行協議によって大変なチエックがあるんじゃないですか。実行協議なんてないんですね、この中に。もう少し弾力的な運用はできないものなんでしょう。この点について、私は大蔵省の中にもずいぶん欠陥があると思うんですよ。相手国がどうのこ

基金融や輸銀の活動とリンクされていないということを指摘したいのです。すばり言えば、技術と金がばらばらに動いているということなんです。特に事業団は、創設されてから三年目を迎えております。聞くところによると、内部組織の不統合、不統一に悩んでいるということではありますか。この辺でひとつ事業団法を改革して出直しを図るような気持ちが大臣はないのか。

三つ目、予算のスピードイーな実施がうまく進まない最大の問題は、現在の体制がばらばらで、核となる中心省庁、つまりセクションがないんであります。そうした現在の体制であるのに、手続が複雑過ぎる上に、ばらばらの各省庁のたらい回しに遭うので時間がますますかかるてしまう。作業をもつとスピードイーに運ぶために、たとえば一定の様式、フォームをつくって、たらい回しを避け、手続を簡素化していかがでしようか。

また、いまより多いコミットメントを行い、実施率を広げるような考え方はないんでしようか。コミットの拡大は協力プロジェクトの選択幅を広げることになり、国益にもプラスになるのではないでしようか。

私は、そういう点をずいぶんいろいろな方から聞いている。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だけれど、相手国がどうのとか、あるいはちつとも外務省、大蔵省の方に反省がないんだから、この問題を留保しよう。そんなことを聞いています。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

ざいます。それで、かねていろいろチャネルがあつて、情報等もしっかりとものがあるわけでも、これは経済協力の関係者の間で絶えず言われて、ことまでございまして、相手国側の事情といふものは決して進捗の場合に問題がないわけございません。

それから、各省の責任が分散しておるというのも、私ども絶えず悩んでおるわけでござりますが、基本的に外務省が対外的関係で窓口になります。聞くところによると、内部組織の不統合、不統一に悩んでいるということではありますか。この辺でひとつ事業団法を改革して出直しを図るような気持ちが大臣はないのか。

三つ目、予算のスピードイーな実施がうまく進まない最大の問題は、現在の体制がばらばらで、核となる中心省庁、つまりセクションがないんであります。そうした現在の体制であるのに、手続が複雑過ぎる上に、ばらばらの各省庁のたらい回しに遭うので時間がますますかかるてしまう。作業をもつとスピードイーに運ぶために、たとえば一定の様式、フォームをつくって、たらい回しを避け、手続を簡素化していかがでしようか。

また、いまより多いコミットメントを行い、実施率を広げるような考え方はないんでしようか。コミットの拡大は協力プロジェクトの選択幅を広げることになり、国益にもプラスになるのではないでしようか。

私は、そういう点をずいぶんいろいろな方から聞いている。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

聞いています。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

ざいます。それで、かねていろいろチャネルがあつて、情報等もしっかりとものがあるわけでも、これは経済協力の関係者の間で絶えず言われて、ことまでございまして、相手国側の事情といふものは決して進捗の場合に問題がないわけございません。

○糸山英太郎君 指摘は……

○政府委員(加藤隆司君) ただいま糸山先生の御

ざいます。それで、かねていろいろチャネルがあつて、情報等もしっかりとものがあるわけでも、これは経済協力の関係者の間で絶えず言われて、ことまでございまして、相手国側の事情といふものは決して進捗の場合に問題がないわけございません。

それから、各省の責任が分散しておるというのも、私ども絶えず悩んでおるわけでござりますが、基本的に外務省が対外的関係で窓口になります。聞くところによると、内部組織の不統合、不統一に悩んでいるということではありますか。この辺でひとつ事業団法を改革して出直しを図るような気持ちが大臣はないのか。

三つ目、予算のスピードイーな実施がうまく進まない最大の問題は、現在の体制がばらばらで、核となる中心省庁、つまりセクションがないんであります。そうした現在の体制であるのに、手続が複雑過ぎる上に、ばらばらの各省庁のたらい回しに遭うので時間がますますかかるてしまう。作業をもつとスピードイーに運ぶために、たとえば一定の様式、フォームをつくって、たらい回しを避け、手続を簡素化していかがでしようか。

また、いまより多いコミットメントを行い、実施率を広げるような考え方はないんでしようか。コミットの拡大は協力プロジェクトの選択幅を広げることになり、国益にもプラスになるのではないでしようか。

私は、そういう点をずいぶんいろいろな方から聞いている。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

ざいます。それで、かねていろいろチャネルがあつて、情報等もしっかりとものがあるわけでも、これは経済協力の関係者の間で絶えず言われて、ことまでございまして、相手国側の事情といふものは決して進捗の場合に問題がないわけございません。

それから、各省の責任が分散しておるというのも、私ども絶えず悩んでおるわけでござりますが、基本的に外務省が対外的関係で窓口になります。聞くところによると、内部組織の不統合、不統一に悩んでいるということではありますか。この辺でひとつ事業団法を改革して出直しを図るような気持ちが大臣はないのか。

三つ目、予算のスピードイーな実施がうまく進まない最大の問題は、現在の体制がばらばらで、核となる中心省庁、つまりセクションがないんであります。そうした現在の体制であるのに、手続が複雑過ぎる上に、ばらばらの各省庁のたらい回しに遭うので時間がますますかかるてしまう。作業をもつとスピードイーに運ぶために、たとえば一定の様式、フォームをつくって、たらい回しを避け、手続を簡素化していかがでしようか。

また、いまより多いコミットメントを行い、実施率を広げるような考え方はないんでしようか。コミットの拡大は協力プロジェクトの選択幅を広げることになり、国益にもプラスになるのではないでしようか。

私は、そういう点をずいぶんいろいろな方から聞いている。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

ざいます。それで、かねていろいろチャネルがあつて、情報等もしっかりとものがあるわけでも、これは経済協力の関係者の間で絶えずと言われて、ことまでございまして、相手国側の事情といふものは決して進捗の場合に問題がないわけございません。

それから、各省の責任が分散しておるというのも、私ども絶えず悩んでおるわけでござりますが、基本的に外務省が対外的関係で窓口になります。聞くところによると、内部組織の不統合、不統一に悩んでいるということではありますか。この辺でひとつ事業団法を改革して出直しを図るような気持ちが大臣はないのか。

三つ目、予算のスピードイーな実施がうまく進まない最大の問題は、現在の体制がばらばらで、核となる中心省庁、つまりセクションがないんであります。そうした現在の体制であるのに、手続が複雑過ぎる上に、ばらばらの各省庁のたらい回しに遭うので時間がますますかかるてしまう。作業をもつとスピードイーに運ぶために、たとえば一定の様式、フォームをつくって、たらい回しを避け、手続を簡素化していかがでしようか。

また、いまより多いコミットメントを行い、実施率を広げるような考え方はないんでしようか。コミットの拡大は協力プロジェクトの選択幅を広げることになり、国益にもプラスになるのではないでしようか。

私は、そういう点をずいぶんいろいろな方から聞いている。大蔵省も外務省もみんな聞いているんです。だから、この問題を留保しよう。そんなことを

と、これは約束してください、この場でもって。  
そうじやないと私がまんできないし、これ以  
上質問できない。大臣の答弁をいただきたい。  
○國務大臣(坊秀男君) 御意見は非常に重大な御  
意見と拝承いたしております。今後大いに検討い

○糸山英太郎君 まあ時間がないから余りしつこく突っ込みませんが、いま開発途上国の債務累積債務が世界の大きな問題となっています。政府はこの問題をどう考えるべきか。また、わが国の外部資産の現状はどういうポジションになっているのでしょうか。逆に言えば、わが国に対して外部負債を抱えている国への経済協力問題をどう考えているのかということです。たとえば金利をたな上げにするのか、負債を帳消しにするのか、それとも全く別個の問題として考えているのか、明快にお答えください。これは日本だけでなく、世界の大きな問題だと思っています。と私は考えておりますが、答弁をお願いします。

○政府委員(藤岡真佐夫君) 開発途上国の債務累積債務は、七四年末に約千五百億ドルに達しておりますが、これを救済する方法といたしましては、そのよつて来ます原因がいろいろとございまして、いま南側が南北の委員会で言つておりますような一律的、自動的な救済は非常にむずかしいと思います。そのため、これまで、従来もやっておられた教済措置をとる。たとえば、債務の期限の延長ましたが、債務の返済が困難になりました場合に、主要な債権国と協議をいたしまして、実情に応じた教済措置をとる。たとえば、債務の期限の延長ですが、今後もそういう方法を続けていきたいと思っております。

○矢追秀彦君 初めに大臣に、予算修正が行われることになりましたが、今後のプログラムについてお伺いをしたいんです。

一つは、減税の実施の時期ですか。それからこれらの作業としてはどうなるのか。たとえば歳入の数字が変わつてきます。この場合、脱去り、見

○政府委員(加藤隆司君) お尋ねのいわゆる追加減税に関しましては、昨日の与野党合意の中では、方式は税額控除方式を採用する、それから一年限りの議員提案とする、詳細は大蔵委員会にゆだねる、そのように御決定になったと承知いたしました。

それから歳出の法律の方は、いま政府内で検討をしております。で、政府修正にならうかと思いつてお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) 作業の問題でございまので、事務から答えさせていただきますが、減税の方は、大蔵委員会に詳細がゆだねられております。それから歳出面の方は福祉年金とか恩給でございますが、国会法の五十九条によりまして衆議院の院の承諾を得まして一部修正の予算案をできるだけ早く提出いたしたいと、現在、きのう来作業を進めております。で、約六百億を数十億上回ると思いますが、予備費を削って入れかえるというような作業になるうかと思います。

○矢追秀彦君 法律案の点についてはいかがですか。それから減税実施の時期ですね。

○政府委員(加藤隆司君) 減税の方は主税局の問題でございますので、私ちょっと承知いたしておりません——局長来られましたので。

ております。したがいまして、御質問の実施時期というのも、いわばこれからお決めいただく問題でございますが、先ほど衆議院の予算委員会で、その実施時期という直にその問題ではございませんが、税額控除でやるとしてどういうやり方によるのかといふ御質問が幾つかございまして、

これに対してもお答えいたしましたことをまとめておきますけれども、結局申告なさる方は来年の三月までお待ちいただく。源泉徴収の方は毎月少しずつ納めていただく。税金が減るという行き方と、年末の十二月に上積み分だけはまとめて年末調整から減るというやり方とございます。いずれにしても十二月か三月ということになる。

それに対して昨日の与野党幹事長・書記長の間のお話のときにも、もし技術的に可能なら、何とかできるだけ早い時期に上積み分だけまとめて納税者の手元に返していくという方式はないかといふお話を話は出ておったようでございまして、その場合には、技術的にはことし税金を納めていたいだく方でなくして、去年すでに税を納めていた方に、ことしの税法改正で税額の輕減を行うことができる。ただ問題は、三千万人を超える納税者が全部税務署の方に還付申請をされると、これは、これはちょっと税務署の手間とか費用とかいいふう以上に、サラリーマンの方も大変ではないか。したがって、勤務先の方で早目にまとめて、月給と一緒にたとえばお返しするとかいうことができない。これは源泉徴収義務者がそれなりの手数料もかかります。またある意味で経費もかかります。それを協力していただければ可能ではあると思います。その辺の問題を今後大蔵委員会で、立法の過程で十分お詰めいただいて、どちらかに決まっていくだろう。いまのところまだ必ずどつがいいとかなんとかいうことは、私どもとして章

〇矢追秀彦君 次に、三月三日に出された財政収見を申し述べる段階でもございませんし、上記の御相談に私どもが事務的にどういう問題があるのかということを逐次申し上げながら詰めしていくことになるんではないかと考えております。

試算についてお伺いをしたいと思いますが、この収支試算によりますと五十二年度の税収は前年比の一六・四%増、五十三年度の前年比はケースAで二七・四%増、これを見込んでおるわけですが、これが今度修正をされますと特に五十三年度の前年比が相当ふえるわけですが、ちょっと計算をしますと二九・五%に、まあ単純計算ですが、私ちよつとやってみたらしいです。そうしきれども、非常にこの五十三年度の増加が大きくなると思います。そこへもってきて、この修正での話し合いの中で不公平税制の是正については五十三年度で考えると、こういうふうなことが合意されると、非常によつてみたらしいです。そうしきれども、この約三〇%に近い増というものをどうお考へになつておるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(大庭真隆君)　ただいまの二九%ぐらいいになるかもしないというお話は、改定いたしました財政収支試算のAケースの方でございます。ケースBの方でございますと土台が二三・一%でございますので、それに若干プラスアルファが必要になるかもしれないということでございまが、矢追先生よく御承知のように、財政収支試算是そもそものつくり方が五十五年度の姿をまづきまして、それをいわば機械的に輪切りにして、年度の額を出しておりますので、来年度の経済勢がどうなるか、財政規模がどこまで必要かとすることとあわせて、来年度は来年度として判断するということにならざるを得ないわけでござります。ただ、おつしやいましたように、ケースBでもケースBでも五十五年度の目標を達成いたることは決して容易でございません。その状況上にさらに重荷が加わったということは、そ

は否定できない事実だらうと考えております。

○矢追秀彦君 そうしますとやっぱり、後で不公平税制ちよつと触れますけれども、結局は付加価値税の導入ということにやはり五十三年度から踏み切らざるを得ないんじやないか、そういう考え方があり、政府はしばしばこの問題について是反対が非常に強いですから検討する程度でお茶を濁してこちらたんですが、これは本格的にやはり五十三年度から導入されてくるという可能性を感じるわけですからども、その点は大臣これはいかがですか。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま主税局長がお答え申し上げましたとおりでして、日本のこの財政の将来というものは非常に厳しいものであるということは私も痛感いたしております。

そこで、これに対処しまして五十五年度までにどう持っていくかということには本当に腐心をしておるところでございますが、そのためにはどうしてもやっぱりこの国の歳入の中での租税收入といふものが何しろ大本でございますから、それを強化していくことがこれはどうしても不可避免のことだと私は思います。で、それにつきまして一体どういうような策を実施していこうかといふことについては、今日非常に慎重に考慮しておりますのでございますが、具体的に申し上げますと、税制調査会におきまして去年の六月から中期税制をどうしていくかということについて勉強していただいた。それで、ただ単に付加価値税といったようなものだけではなくて、一体所得税、法人税を中心とした直接税をどうしていくのか、あるいはいまおっしゃられましたような一般消費税といふようなもの、附加価値税も無論その中にござりますが、そういうものをどうするか、あるいは資産課税をどうするか、租税全般にわたりましてこれは税制調査会で鋭意検討をしていただいているりますけれども、その中でしからばどういったようなものを採用していくか、どの税をどういうふうにふやしていくかなどというような具体的な考え方は目下のところまだそこまで到達いたしていないというような状態でございます。

○国務大臣(坊秀男君) 税制の中で考えなければならぬことは、不公正であつてはならないといふことはこれはもう私は税制改正するに際しての眼目だと思っております。さような意味におきまして五十三年度にももちろん税制の不公正を除去していく、これを公正化していくということは、これは考えなければならぬ。今度の各党の合意の中にも野党の提唱せられた不公正な税制を改めていくと、これを改めていくということについては真剣にこれを改めていくということになつておりますが、私はそれを尊重してまいりたいと、かように考えております。

○矢追秀彦君 次に、いつも問題になるのですがあが、貸倒引当金に対する貸し倒れ発生率は都市銀行、地方銀行、相互銀行あるいは生保、損保、信用金庫、これでそれぞれ幾らであるのか。また、これをやつぱり千分の二か千分の一ぐらいに下げなきやならぬと思うのですが、その点についていかがですか。

○政府委員(後藤達太君) 最初の発生率でございますが、貸倒引当金に対する貸し倒れ発生率といふところで申し上げますと、都市銀行につきましては、これは昨年上期、本年度上期でございまして、これは銀行〇・三六、相互銀行〇・九七、保険会社〇・二三、信用金庫一・六一、いずれもペーセンテージでござります。

○政府委員(大倉眞隆君) 御質問の後段の税法上の繰り入れ率でございますが、これは四十七年当時に比べますと、今回私どもが税制改正の一環と

して引き下げる予定でございます千分の五といふのは大体三分の一の水準まで圧縮されるわけですが、これはまあいろいろ今までからも議論され、またかなり、全然これが是正されていないと私は申し上げません。徐々にはされてきておりましたが、まあ千分の八から千分の五に下げるわざいます。まあ千分の八から千分の五に下げるわけでございますけれども、まだかなり問題としては残つておると思いますが、今回の合意事項の中にあるこの五十三年度に考える——問題点としてほどの点をお考えになつておりますか、項目としてですね。

○国務大臣(坊秀男君) 税制の中では考えなければならぬことは、不公正であつてはならないといふことはこれはもう私は税制改正するに際しての眼目だと思っております。さような意味におきまして五十三年度にももちろん税制の不公正を除去していく、これを改めていくということは、これは考えなければならぬ。今度の各党の合意の中にも野党の提唱せられた不公正な税制を改めていくと、これを改めていくということについては真剣にこれを改めていくということになつておりますが、私はそれを尊重してまいりたいと、かのように考えております。

○矢追秀彦君 また財政収支試算に戻りますが、これは先ほど言われた五十五年度といふものをつけたり一度検討をいたしてみたいといふうにただいまのところ考えております。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま加藤次長が申し上げましたとおり、私もひしひしとそのむつかしさを感じております。しかしながら、日本の財政を健全化し日本の経済を安定なものにしていくといためには、どんなことがあってもこの財政収支試算を手がかりといたしまして五十五年度までに特例公債のない健全なる財政をつくり上げていかなければならぬ、これがわれわれに与えられましたもう絶対の至上命令だと心得て、銳意努力を続けてまいります。

○矢追秀彦君 いま精神論として言われましたが、現実論として、現在の景気回復の状況から見まして非常にむつかしい状況にあるのではないか。そうした場合、この財政収支試算といふものも、今回もすでに予算の修正が行われてきておりますので、もちろん三月末にならないと景気の回復、そういうGDPの伸び等がまだわかりませんからすぐというわけにはいかぬと思いませんけれども、ある程度これはまた修正されてくるんじやないかと思うんですが、この点の見通しはいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) 昨年出しました表に比べまして、本年三月三日にお配りしました表の方葉ではいろいろ出てきてるわけですが、まあ言葉ではいろいろ問題を思い切った転換もこれはやらなきやならぬ。産業構造にしても、そのほかいろんな問題が見直しをされて、そうして国民の合意の中でもどうしていくのか、所信表明でも、まあ言葉ではいろいろ問題を思い切った転換もこれはやらなきやならぬ。

○国務大臣(坊秀男君) 全く御意見どおりである



ます。そういう点から考えますと、数字の上で大きな違いはない、同じ傾向を示して いるんではな

○政府委員(後藤達太君) ただいま公取が申され  
たところに一応尽きていたかと思いますが、私ど  
もの調査は公正取引委員会で発表しておられます  
方の狹義の拘束預金比率に当たるものでございま  
す。そこで比較をしていただきますと、ただいま  
公正取引委員会で最近二・七%とおっしゃいまし  
たのに対応しますのが私どもの調査では五・七  
%に相なっております。それから私どもの調査は  
金融機関側から微しておりまして、これは金融機  
関に悉皆調査をさせておるものでござります。

○矢追秀彦君 これ別に必ずしも一緒にしなきや  
いかぬとは私も思いませんけれども、もう少し公  
取の調査のやり方と大蔵省の調査のやり方、まあ  
一六・八に当たる方が私どものアンケートの方は  
一四・五でございます。まあ若干高い低いはござ  
いますが、ほぼ同じような傾向かと存しております  
がおちなみに先ほどちょっと申し上げました私  
どもが金融機関でなくて中小企業に対しましてア  
ンケートをいたしました。これは抽出対象は公正  
取引委員会の場合と全く違つてはおりますけれど  
も、その結果は公正取引委員会の狭義の一・七に  
当たるもののが私どものアンケートの結果は三・六  
でございます。それから公正取引委員会の広義の  
一・六・八に当たる方が私どものアンケートの方は  
一四・五でございます。まあ若干高い低いはござ  
りますが、ほぼ同じような傾向かと存しております

○政府委員(後藤達太君)　いまの私どものやりますのは、金融機関側からの調査が從来基本になつておりましたので、これは悉皆調査でござりますからこれは続けてまいりたいと思っております。それから、なお昨年から始めました企業に対しまず直接のアンケート調査の方は、これは今後いろいろ工夫を加えまして極力その実態の把握に資するよう勉強してまいりたい、こう考えております。

○矢追秀彦君 もう時間ですから、大臣、最後に、現実としてはまだまだこれだけありますし、現在こういう不景気の中で実際中小企業、零細企業は本当に生きるか死ぬか、それは銀行に握られています。おると言つても過言ではないぐらいです。そういうことで、こういつた拘束預金というものによつて非常に苦労しておる人がたくさんおりますし、やはりこれは相当本気になつて、こういう事態であるだけに、景気がよくて余裕のある時代ならこれはまあそつ文句も出てこないと思うんですけれども、こういう事態であるだけに、非常に私はいろいろな具体的に声も聞いております。そういう立場でひとつこの改善、ただこの間から一片の通達を出されたわけでありますけれども、五十一 年十一月十八日、これで終わりではなくて、先ほど四月一日から少し実施されるということも聞きましたけれども、本腰を入れて、これは古くて新しい問題です。ずっと前から言われて、いまなお問題になつていて。これはひとつ大臣、腰を据えてぜひお願ひをしたいと思うんですが、その点の決意をお伺いして終わりたいと思います。

検討中でございますという答弁が返ってきたんですね。ことしの国会でも内閣総理大臣も同じような答弁をされておるのを聞いたことがありますけれども、いま政府がこの国債管理政策についてどういう内容のことを考えておられるのか、また問題点はどういうことなのか、いつごろまでにこの国債管理政策なるものをこれを行実行に移されるのか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(岩瀬義郎君) 国債管理政策というものは、実体的に何かという点から始まりますと、大変学者の中でもいろいろ御議論がありますし、私どもも昭和四十年から国債を出してまいりましたが、その都度やはりその国債の発行に関連いたしましていろいろな国債管理政策的なものを纏り込んできたつもりでございます。したがいまして、それは歴史的に振り顧みますれば、それを一体、国債管理政策と言えるのかどうかということになりますけれども、それはそれなりに意味があつたと思います。

ただ、最近のように大量な国債が発行されましてから急に国債管理政策ということが世間で非常識にやがましくなってきました。そこで私どもは、従来とてまいりました基本的な考え方を最初に申し上げたいと思いますんでございますが、やはり政府側から見て国債が大量に発行された場合にそれが経済の安定成長というか、そういうものに果たすかとして一体どういうふうになじんでいくものなののかどうかということ、それからもう一つはやはり出した国債というものが市場性を持ち、かつそれが信用の厚いものであり、かつ国民からも貯蓄して一体どういうふうになじんでいくものなののかどうかということと、それからもう一つはやはりどううと同時にまた財政当局といいたしましては、国の借金でございますから、そういう点ではやはりなるべく費用の少ないという考え方といふものは、当然基本的にあるんだろうと思う。したがいまして、そういうものが織り込みましたところで、やはりかなり長期的に国債管理政策といふものを見直してまいりますということが、基本的にはやはり公社債市場というか、そういうもののあり

育成していくことによって、いろんな問題が解決していくのじゃないか。その市場というものは簡単にきょうあすというふうにしてきていくんじやございませんし、また私どもは高度成長と申しますが、そういう時期におきましてはやはり間接金融中心主義であった半面から、金利が低かつたということをございまして、最近市場が育つております。

ところが、公社債が多分に出でまいりましてからこの方、やはりそこに資金が集まつてきて市場がだんだんとふくらんできております。同時にその出しますところの債券につきましても、徐々にやはり市場性を持ち、かつあるいは商品性を持つというような形のものでないと売れていかないし、またそういうふうに発行当局も、発行者の方も心がけていくというような形で、やはり条件等は過去に比べますと相当配慮が加えられておるといふことでございまして、国債も御多分に漏れず、やはりいま申しておりますのは、国債の發行条件なり市場性なりというものを、これからその都度改善をしながら市場性を高めていく、そして公社債市場というものが発達する。それにあわせてやはり国債というものがむしろ中心となつてもいいべきではないかというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、いまの時点では公社債市場が十分育っていないではないか、あるいは国債管理政策というものが十分に育つてないではないかと、いう御批判につきましては、これはやはりかなり歴史的なものでもござりますし、時間をかけて解決していくなければならない問題だと。ただ五一年、二年度について申し上げますならば、国債の条件等についてもかなり市場性を持ってまいりまして、それからいまの金融環境あるいは市場環境から言いますと国債はかなり売れております。したがいまして、その点においては、私どもも現在に急いで何とかとにかく特別なことをやらなければならぬということではなくて、むしろ公債市場の発達のための準備をこれからも着実に

進めていくと、それにはやはり国債が魅力のある商品として育つしていくということを心がけていくべきであると思います。そういうものの全体をいつてやはり国債管理政策を徐々につくり上げていく、こういうことになるのではないかというふうに考へております。

○渡辺武君 非常に抽象的な御答弁で、いまさら

そんな答弁聞くのも非常に意外ですね。だってこの財政収支試算によりますと、五十五年度には国債が五十五兆円だと、こういうことでしよう。五十一年度の二・五倍ですよ。大変なもんですね。な、これは。それでいまいろいろ問題になつていてるわけですよね。それをそんな抽象的なことで済むだらうかと、私は非常に心配です。特に、聞くところによりますと、昨年の暮れに国債基本問題研究会というのが大蔵省、日本銀行、金融界でできたという話を聞きましたけれども、ここでどん

なことが一体討議されているのか、主なポイントだけでいいです、時間がないから端的に要点だけひとつ聞きたいと思うんです。特に、金融界などからは、とにかく、国債の利回りが余り低過ぎるじゃないかと、むしろ市場金利を十分しんしゃくして出したらどうだというような意見もあるようですね。あるいは金融機関が引受けシで、引き受けた公債が実は売ることができないようなことになつてているんだが、販売できるようにしたらどうだという意見もあるということも聞いております。あるいは特に建設公債ですね、六十年間完全償還と、こういうことで借りかえ、借りかえでいっているわけですからね。償還期間が来たところ返すというふうにした方がいいんじゃないかなという意見もあるというような話も聞いておるんですけども、そういう問題について具体的にわ

○政府委員(岩瀬義郎君) 抽象的と申されたのでは大変戸惑つておるのでございますが、国債問題研究会で議論いたしておりますのもいま私が申し上げたようなことを議論しておるわけでございまして、具体的になりますと、たとえば都市銀行に

方債、公共債全体としての結局の消化の状況から見て、いつたらいいかというふうな問題も一つござります。それから国債だけではございません、地

いけば、その発行条件なり利率条件なりといふものが一体どういふうにあるべきかといふうな議論をいたしておるわけでございまして、研究会といふのは、いつまでに何かを議論して出さなければならないというよりも、いま、現在ある問題を逐一お互ひに議論して、とにかく実行できるのから実行に移していくことで研究をいたしておるわけでございます。

そこで、過去にとりましたいろいろな、すでに消化、流通面におきまする配慮というのもかたまり、

りのものをやつておるわけでございますが、時間  
がございませんので省略いたしますけれども、目  
的的にはそういうものを御説明すれば、なるほじ  
國債に関してもかなりのいろいろなことをやつて  
きたなどという御評価はいただけるだらうと私は申  
っております。

○渡辺武君 そういう程度のことでしたら、私、  
非常に大きな問題だと思いますね。

先ほど日本銀行総裁にも伺いましたけれども、  
大蔵省の発表した五十一年十二月末の國債保有状  
況。日本銀行の保有高は、これは二十兆八千億の公  
債發行残高の中の約三割ですね、市中金融機関に  
は四三%，こういうことになつていますな。先ほど  
ど日本銀行総裁は、今後大量の國債が出され  
も、日本銀行としては成長通貨を賄う程度の買  
オペレーションしかできないんだ、だから日本本

行の保有率は、これは低下すると見なきやならんと、こういうことを言っておられる。逆に言ひ、すと、今までのような国債の発行引き受けの規制を、さつきの御答弁によれば、基本的に変えいような感じですからね。それを前提条件とすれば、市中金融機関の保有率というのがふえざる

得ないですよ。それでしょう。日本銀行の保有率は低下する、大量の国債は出る。どこが持つかという問題、市中金融機関が持たざるを得ないと思う。そう思って差し支えないと思うがどうですか。

私は、こんな状態がもし続いた場合、もうすでに昨年の下半期から市中金融機関の資金ボジシヨ

ンが非常に悪化している、これからもつともこと國債を押し込んでいくといふようなことになる」と、中小企業に対する金融、「これは非常に窮屈になつていいだろう、そう思いますね。同時にまた、景気が回復して資金需要が起つてくるということになれば、市中金融機關が保有した公債を日本銀行に大量に持ち込む、インフレの危険といふのは非常に深刻だというふうに思われるを得ない」といふことです。一体五十五年度に市中金融機關の國債の保有率、いまよりもふえるのか減るのか

か、その辺をちょっと聞かしていただきたい。  
○政府委員(岩瀬義郎君) 御指摘の点は、先ほど日本銀行總裁がおっしゃったような見通しで私は正しいんだろうと思います。しかし、先ほどかとて私が申し上げておりますように、市場の開発といふものは、そういう金融機關が持つておるものの中から处分できるようなそういう市場というものはついていかなければならぬと思います。そういうことを先ほどから私は国債管理政策の一環として、研究課題として申し上げておるわけです。  
五十二年度、五十一年度に例をとりますなれば、資金量、預金の伸びに比べまして、国債のうち中消化の伸びというものがそれを下回っておりますから、それはいまの金融環境におきましてはいま先生御指摘のような窮屈な状況というのは出でこないと想定いたしておりますが、五十五年中

までのいろいろな仮定をもとにした試算におきましては、確かにふえる。ふえるけれども、それじふえたままでほっておくのかということにつきましては、やはりそれに対する対応策は必である。それは国債であれば国債のやはり市性といふものを持たしていく、そしてそれが大

なキヤヒタルロスを感じないで、市場は売れる。うな環境とそういうものがつくつていけるならば、それは公社債市場がよくらむことによつて可能ではないかといふふうに考えておるわけでございまして、そういうものを一つ一つ築いていくといふことによつて、何かもう国債が金融機関にたまつちやつて動きがとれぬぢやないかといふふうに一つ

○渡辺武君　そうしますと端的に聞きますと、いままでは市中金融機関が引き受けた国債、これは市中に売っちゃいかぬ、事實上そういうことになつていただけですね。ところが今度それを市中に売つてもいいようにするということですか、それが一点。  
もう一点は、もし市中に売ることができるよからだけに考えてしまう必要はないのでございまして、そこにわれわれのいま考えております国債管理政策の進展が私どもはあると考えております。

○政府委員(岩瀬義郎君) 大蔵省から、金融機関が持っております国債を売つてはならぬというふうなことを一回も指導したことはございません。ただ今融機関にもいろいろ種類の金融機関がござります。御承知のように信用金庫とか相互銀行、そろそろ辺の金融機関は資金の融通が欲しいときには国債を売つております、市場に売つております。そからいま御指摘の点は、恐らく都銀のことであらうかと思います。都銀は從来の大量発行以前の状況によりますれば、大体一年以上経過いたしまと日本銀行のオペレーションの対象になつておますので、むしろ市場で売るよりも、そういうペレーシヨンの対象として考えた方がいいといふべきで、その辺はどうなさるのか。

半蔵から喜美庄亮でないといふことは、さういふことになります。したがつて、その点は今後それじや成長通じ以上に日本銀行が買わないということになります。されど、さきほどの御議論のような問題が出てくると、これに対する対処の仕方は、いま私が申し上げたようなことでござります。

それから、金利の条件でございますが、これは一昨年の長期金利改定の際に、国債の金利を他の債券に比べて有利に調整をいたしまして、最近では国債は非常によく売れております。市場性を持つておられる、現時点においては市場性を持つております。したがってそういう形で売れてきますということを考えますならば、その国債というものを何か邪魔者に考えることは必要ないんで、むしろ公社債市場の中において国債は最も信用ある銘柄として考えていける方法はないものであろうかことよりも、むしろ私どもは積極的に国債を国民の金融資産の中の中心的な銘柄としても考えていきたい、そういうことに、まあ十分のお答えではないかもしれませんが考えております。

○渡辺武君 国債売れている、売れていると言つたつて、あなた方の発表した数字でも個人消化分八・三%ですね。この間、中期国債一千億出してこれは、売れ行きうんといいんだと新聞にも書かれているんだけれども、一千億ですよね。これに伴つて利付公債売れた売れたといふけれども、一千億円台ぐらいのものでしよう。とてもそれは間に合うものじやないですよ。いまここに、私富士銀行が出している富士タイムズという調査資料といいますか、レポートといいますか、ここにあるのですが、これ読んでみると、今後国債大量発行になると、どうしても市中金融機関、特に都銀が国債を大量に持たざるを得ないと、そうなつてくると資金ポジションも悪くなると、そして国債受けのために、国債以外の手持ちの証券を売つ払なきやならぬ。そしてこの、何も収益率も下がつてくる等々のことがずっと心配して書かれているのですね。

私はいまおっしゃった国債管理政策がいいか悪いかという問題は、きょうは論じないで、ただ大蔵省がどういう政策を持っておられるのかといふ点を聞きたいのですけれども、しかしいずれにしらぬ。

それから、金利の条件でございますが、これは一昨年の長期金利改定の際に、国債の金利を他の債券に比べて有利に調整をいたしまして、最近では国債は非常によく売れております。市場性を持つておられる、現時点においては市場性を持つております。したがってそういう形で売れてきますといふことを考えますならば、その国債というものを何か邪魔者に考えることは必要ないんで、むしろ公社債市場の中において国債は最も信用ある銘柄として考えていける方法はないものであろうかことよりも、むしろ私どもは積極的に国債を国民の金融資産の中の中心的な銘柄としても考えていきたい、そういうことに、まあ十分のお答えではないかもしれませんが考えております。

○渡辺武君 国債売れている、売れていると言つたつて、あなた方の発表した数字でも個人消化分八・三%ですね。この間、中期国債一千億出してこれは、売れ行きうんといいんだと新聞にも書かれているんだけれども、一千億ですよね。これに伴つて利付公債売れた売れたといふけれども、一千億円台ぐらいのものでしよう。とてもそれは間に合うものじやないですよ。いまここに、私富士銀行が出している富士タイムズという調査資料といいますか、レポートといいますか、ここにあるのですが、これ読んでみると、今後国債大量発行になると、どうしても市中金融機関、特に都銀が国債を大量に持たざるを得ないと、そうなつてくると資金ポジションも悪くなると、そして国債受けのために、国債以外の手持ちの証券を売つ払なきやならぬ。そしてこの、何も収益率も下がつてくる等々のことがずっと心配して書かれているのですね。

私はいまおっしゃった国債管理政策がいいか悪いかといふ点を聞きたいのですけれども、しかしいずれにしらぬ。

ましても、こういう重大な問題が提起されていく。先ほど日本銀行総裁は、こういうことを言わされた。金融機関が引き受け能力がないほど公債を出したら、これはもう公債消化できないんだと、そうすれば、公債の発行そのものが困難になつて、こういう趣旨のことを言われた。今後大量の公債を発行する、これは財政的な必要からやつていく。ところが、日本銀行の方は、買いオペは成長通貨の範囲内ということで、あなた自身も認められたように保有率がずっと下がる。どこへ押しこむんだ、結局のところ市中金融機関に押し込まざるを得ない。ところが、その市中金融機関ももうすでに大量の国債を押しつけられて、そうして資金ボジョンは悪化している。公債の消化そのものが非常に困難な状況が今後十分に予想されるわけでしょう。どうなさいますか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先ほどの御指摘についてちょっととまず最初に申し上げたいのは、国債の個人消化といふものは、一昨年あたりの一ヶ月の平均は百五十ないし二百億ぐらいでございます。

最近の一ヶ月平均は一千億円を越えております。

したがつて、その間における個人消化は、これは中期国債が出る前で、中期は計算に入れておりま

せんけれども、それは非常に個人消化がはかどつておるということは、金利の面においても十分競争力があるということでございます。それから金融機関が現在持つておりますのを、金融機関自身

がこれは債券を売るか国債を売るか、あるいはそ

のまま持つておるかということのボジョンの問題がある。これは現時点においては金融機関はまだ売るだけの金融環境にないんだろうと思いま

す、それは金融が非常に緩んでおりますから。し

たがつて、将来の問題といったしましては、何遍も繰り返して申し上げておりますように、やっぱり売つてはならぬということを言つておりませんけ

ども、やっぱり売れるような環境といふものがござつても、それは無理なんでございます。私どもとしては資料をお出しする方がむしろ非常に困難だというふうに考えております。

○野末陳平君 先ほど矢追委員から拘束預金に

する質問が出ておりましたので、それに関連しまして銀行局にお尋ねしますが、どうやら公定歩合の引き下げが先行して預金金利の方はそのまままで

据え置きというような情勢らしいですけれども、金融機関などはもうそれを前提としてといいます

か、覚悟した上でのことと思ひますが、最近金融機関の一部に拘束預金の扱い方で、中小企業に対

しまして、ぼくから見れば非常に虫がいい動きと

いいですか、こういう事実があるんで、すけれども、銀行局長にこの金融機関のねらいはどこにあ

るのか、その辺からまずお尋ねしたいと思うんで

すけれども、この場合の拘束預金はにらみ預金も

含めた広い意味の拘束預金というふうに取つていい

ただいていいんですけれども、定期でやつてお

ますね、そうすると、満期が近づいている、いま満

期が近づいているものについて切りかえる場合で

すね、この期間をいままで一年のものは短縮とい

うか、期間を短縮してくれといふことを金融機関

の方が債務者に要求する。もちろん債務者の意に反してそれを要求するところが問題だと思うのですね。

そこで一年定期をこれまで拘束していたとしま

たがつて、そういう金融の繁閑なり環境なりと

いうものを見ながら処理していくべきものでございまして、したがつてそれは動いている経済に

対して合わせて資金調達をやっていくということをいたしませんと、それは資金の非常に繁忙など

いふような、こういうケースが出てきているよう

です。そこでこれのねらいですけれども、一つに

は、たとえば一年定期だつたらば、それに対して

金利が年六・七五ですか、それだけ金利を払

悪影響を及ぼしてまいります。したがつて、きめ

わなきやなりませんね。それを六ヶ月ものにすれば、半年ものにすれば五・七五だから一%ですね。そうですね。それから三月ものにすれば、三月ものは四・五ですか、そうですね。ですからさうやらに浮きますね。だから何かそうやって金利を浮かせるのがこれはねらいなのか。つまり預金金利の方は全然下がってない、連動して下がらない。しかし、それじゃ金融機関としては負担があるのでは、この際そういうふうにして定期を期間を短縮させて金利を浮かせようと、そういうねらいでこの要求を出しているのか、それとも、まあそれもあるんじゃないかと思うし、それとも三月の定期に切りかえてくれというのがどうも多いですね、三ヵ月ものに。三ヵ月ものにするとこれは拘束預金という立場から言えばこれどうなるのか、その辺のこともあるでしようし、こういう最近金融機関で見られる一部ですね、金融機関に見られるこの動き、これはどういうところにねらいがあるとお考えでしようか。また、その事実がある以上とは少しは御存じですか。

○政府委員(後藤達太君) 野末先生の非常に新しい視点からの御指摘でございますので、私どもそれがかなり行われておるというふうには現在承知をいたしております。ただ、そういう御指摘をいただきまして、従来金融機関の方はなるべくその長期の資金を、安定した預金を取りたいという意欲が非常に強うございまして、ただ最近、御承知のように、非常に貸し出しの金利と預金金利の差が狭まつてしまりましたから、どういうところに原因があると考えるかという点でございますけれども、一つは、いま御指摘のような収益関係の観点からおっしゃるようなことがあり得ない、とではないと私も存じます。で、ただ、それがどういうところにあるだらうかと、どういうところに原因があると考えるかという点でございますけれども、一つは、いま御指摘のような収益関係の観点が一つあるわけです。つまりコスト意識の問題点が一つあるうかと思いますが、もう一つは、実績による債務者が長期の定期預金をするということは、先ほど御議論の出ました歩積み両建てを私ども取り締まるに当たりまして、実は形がそういう形に

つておりますものはまず疑つてかかるといふことがあります。それが現実にあるもんとござりますから、それはなるべく避けたいという意識があるいはあるのかといふ感じもいたします。しかし、いずれにいたしましても、先生がただいま御指摘のように、この債務者の意に反して長く置きたいものを短くさせるとか、あるいは短く要求払い預金で置きたいものを無理に定期にさせるとかいうことが適當でないということは御指摘のとおりだと存じます。ただ、具体的にそれをどういうふうにこれから考えていくかと、なかなかデリケートなむずかしいところがございますので、今後よく実情のさらに勉強をいたしまして、どう対応するかも研究をさせていただきたい、こういうふうに考えます。

○野末陳平君 研究していただきたいと思って質問しているわけですけれどもね。

も、じやうちは困るということを言ひやす  
いと思うのですがね、いかがですか。  
○政府委員(後藤達太君) 基本的には先生の御指  
摘のように、債務者に対するいわば相対的な強い  
立場から債務者の意に反することを預金のいま  
期間の問題、種類の問題についてもさせるという  
ことは、私は不適当のことだと存じます。ただ、  
先ほどなお勉強を要するようなことを申し上げま  
したのは、実はこれはなかなか一律に短くしては  
いかぬと、短く書きかえてはいかぬとか、あるいは  
長く書きかえてはいかぬとかいうあたりはなか  
なかむずかしいところだと存じます。したがいま  
して、実情をさらに把握するよう勉強いたしま  
すと同時に、実は先ほど御議論のございましたに  
らみ預金問題というのがこれと並行してやはりあ  
る問題だと思います。で、すでに、そのにらみ預  
金というのも債務者の意に反して、これはむしろ  
長期化する方でございますがそういうことをやつ  
ておるということをございます。そういうにらみ預  
金といふことをやつておるのをやめさせるため  
の努力をスタートしたところでござりますから、  
なお——それよりもいまの御指摘の点は逆に短く  
させる方でござりますから、もう少し勉強さして  
いただきたいと存じますが、なおその御指摘の点  
を頭に置いてよく勉強していきたいと存じます。

○野末陳平君 これはまだ、いま弊害が出ている  
とか、あるいは苦情が多いとかいうことではあり  
ませんので、研究としてぼくももう少し実態をい  
ろいろ聞いてみようと思っていますから、ひと  
つ、また後日何かの機会にお話を聞きたいと思う  
んです。ただ、それについて大臣にお伺いしたい  
んですけれども、やはり初めは長期化させようと  
非常にその金融機関というのは強い立場にあぐら  
かいて、何かいつも自分が損をしないようにうま  
い立場に回ろうという動きが露骨じゃないかと、  
そう思えるわけですよ。特に中小企業などの債務

側に立てば当然そういう苦情が、あるいは不満が出るのはあたりまえだと思つたりするんですが、どうもその辺が、局長などはその拘束預金に対しても、にらみ預金などは特にこれをなくすよう対策を講じておられるような……全体に何か金融機関に対しては甘いような気がするんですがね、大蔵大臣。それは主觀の問題かもしれません、いかがでしょうか、いまの大蔵省の金融機関に対する姿勢というのはやや過保護じやないか、甘過ぎるんじやないかと、こうぼくらは思うんでですが、大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(坊秀男君) 金融機関に対して取り締まり官厅たる大蔵省は甘過ぎるんじやないかという御質問でございますが、これはある面におきましては、おつしやるような面は私はないとは思いません、ある面においては。しかしながら、ある面においては検査をやりまして、非常に強いこの銀行に対する警戒と申しますか、銀行に対する指導と申しますか、やっておりまして、これ一概に甘いとか一概にきついとかいうことは言えないと思いますけれど、確かに甘い面のあるということは私は否定できないと思います。そういうたよくなことは、これからさらに銀行行政として大いに検討していくつて、そうして正常なる、本当に正常なる姿にどんどんと近づけていくべきものだと思いまますので、お言葉もございましたし、十分これ検討してまいりたいと、かように考えております。

○野末陳平君 きつくて当然じやないかと、まあ、こう思うわけです。ですから、甘過ぎる面はこれからまた気がついたとき質問したいと思いますから、まあ、ひとつ、別に銀行いじめしようとか大蔵省いじめるとかいう気ではありませんので……。やはり銀行行政というのは、銀行も大事ですけれども、預金者あるいは債務者その他も大事なわけですから、その辺をひとつ頭に入れて銀行に甘くならないようにお願いしたいと思います。

じや終わります。

で具体的な問題一つだけ、一点だけ大臣に質問をし、また要望をあわせてしまいたいと思います。それは、租税特別措置法の第三十五条に居住用財産の譲渡所得の特別控除の制度があります。ところが、これはきわめていい制度だと思いますけれども、しかし、現在の制度あるいはその運用の方法、仕方に若干問題があると思います。

具体的な例を申し上げますと、私が最近聞いた例によりましても、一つは、転勤をする場合に転勤先では家を借りるわけです。それで自分のもののかは人に貸す。そして転勤が三年なり四年なりでまたもとへ戻るときに、今度は三年たてば子供も大きくなつておるから、もとの家へ戻るよりもちょっとと大きな家に戻りたいということで、前の家を売つて新しい家を買ひかえ、そして新しい家に入る。この場合はこの三十五条の適用がされないわけですね、その家に現に住んでいないわけですから。それで、これで税金が何百万とかかっておる例があります。そんなお金はその人にはないわけですね、前の家を売つて、若干足し前をして新しい家を買つてそこに入つたわけです。それからもう一つの例は、海外に転勤をして、それで自分の日本にある家をあけておくのはもつたないから人に貸したと、それでいざ何年かたつて、海外への転勤が終わって内地に帰るときにその家を明け渡してもらおうと思うと、今度はなかなかその人は出てくれない。出てくれないから、仕方がないから人にその家を売つて、その代金で自分の家を買って入つた。この場合も税金がかかるわけですよ。この三十五条は適用されない。私は、これはやっぱり非常に不合理な面が多いのではないかと思うのです。

それで、まず第一は、これはやっぱり運用の仕方が厳し過ぎるのでなかろうか。法律には「居住の用に供している」という文句があるわけですけれども、これについては現に入つておれば問題ないわけですけれども、あとまあ若干のこの例外がありまして、単身赴任で奥さんが残つておる場

合、これは認められる。あるいは前に居住しておつて、現在その扶養親族ですね、つまり子供とか親が住んでおる場合も認められる。それから、あるいは全くあけてしまつて、もう空き家にして人に貸さなければ一年以内ならないと、これだけの例外が認められておるわけですね。これはきわめて厳しい解釈であつて、先ほど申し上げましたような例が教えるような方向で運用の改善がされないものか、この点についてますお伺いをしたいと思うのです。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの先生の御質問にお答えをいたします。

実は、先生も先ほど御質問ありましたように、現行の居住用財産の特別控除制度でございますが、これは昭和四十三年七月に税制調査会の答申に基づきまして、從前ございました買いかえ制度にかえまして設けられたものであります。居住の用に供している土地、家屋を譲渡した場合、まさに先生の御指摘のように、そういう場合には現在三千万円の特別控除額を控除されておる、こういうふうになつております。そこで、この制度は、先ほど申しましたように、あくまでも本人が

○政府委員(谷口昇君) ただいま御答弁を申し上げましたように、私どもはあくまでもやはり法律で現に居住しているという制約がござりますし、それを前提にして、しかもその拠点としておる家屋がどういう状況かということをいろいろ詰めてはおりますにしても、その法律をちょっと逸脱してといいますか、越えてといいますか、現行の取り扱いの上ではなかなかむずかしいんじゃないかと、こんなふうに考えておる次第でございます。

○田淵哲也君 まあその法律の解釈の上からそうなる。それを弾力的にするにはむずかしいという答弁は答弁としまして、現に国税局が税金を取られる、譲渡所得に税金を取られる。その仕事をしている家の判定に当たりまして、たとえば本人が単身赴任等のために家屋に居住していない場合であつても、その扶養親族が居住しているとか、そういうような場合など、その家屋が本人の生活の拠点と認められる事情があるときには、この特例を適用するということに取り扱つておるというのが現状でございます。

○田淵哲也君 法律の字句の解釈からいえばそういうふうに取り扱われるべきものかもわかりません。しかし実際はこれは非常に不合理な例がある

の法律をよく知つておれば、一遍もとのうちに帰つてしまふ住んでおつて、新しい家を買ひかえてしまふ住んでおる場合も認められないから、このうちを買つてしまつた後でその税金払えと言つて入ればこれは税金がかからないんです。ところが實際は、それなら二回宿がえをせぬといかぬ。それから一遍入つたものを売つて新しい家を買っておる人が非常に多いわけです。だから、その法律の解釈論は別としましても、やはりちょっと徴税上問題があるということは認められますね。

○政府委員(谷口昇君) ただいま先生がお挙げになりました数字については、ちょっと私の方はそれがなぜか実際にむずかしい。やっぱりたまたま自分がやけでやがでしようか。

○政府委員(谷口昇君) ただいま御答弁を申し上げましたように、私どもはあくまでもやはり法律で現に居住しているという制約がござりますし、それを前提にして、しかもその拠点としておる家屋がどういう状況かということをいろいろ詰めてはおりますにしても、その法律をちょっと逸脱してといいますか、越えてといいますか、現行の取り扱いの上ではなかなかむずかしいんじゃないかと、こんなふうに考えておる次第でございます。

○田淵哲也君 まあその法律の解釈の上からそうなる。それを弾力的にするにはむずかしいという答弁は答弁としまして、現に国税局が税金を取らなければなりません。それで結局幾ら粘つてみても税務署の方が勘弁してくれないから、泣く泣く払つておられるわけですねけれども、非常にこの関係のトラブルが多いわけです。それで東京国税局の管内で一年間の例を見ましても、譲渡所得に対する課税関係で、申告後修正とか何かの手直しが必要なものが約十三万件ある。そのうち五万件がこの三十五条にかかる問題なんです。しかも、その中で二万七千件がいまだに未解決のまま残つておる。これはこういう例が非常に多いんです。それで法律を知らないがゆえにそういう場合にたくさんのがかかるってきて、本当は自分の前の家を払つて新しい家にかえただけで、何にももうけて

ば払わないで済むケースなんです。本当は、ほとんどそうなんです。それから不動産屋もその税金のことをよく知らないから、これなら税金はかかるかもしれませんと言つて、その言葉を信じて家を買う。それどころか、税務署に相談に行つたら、税金がからぬからと言われて買いかえた人もいるわけですよ。で、いざ申告のときになつて相談したら、これはかかるというようなことになる例もあるわけです。こういうことは私は非常に大きな問題だと思います。

そこで、時間もありませんから、大臣に、どうかその坊大臣の任期中に善政を一つやつていただきたいという意味で、この法律の修正が必要ならそれも考えなくてはならないと思うんです。それから運用面の改善ができるなら運用面の改善でこういうことのないようにしていただきたい。この点について要望し、大臣の見解をお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(坊秀男君) 実情に即された非常にま

あ何と申しますか、実際お話をによりますと、これ

は何とか考えにやなるまいというふうに私は拝承

いたしました。で、この問題を実際法律化すると

いうことになりますと、またこれ恐らくもう十分

御案内のことと申しますけれども、接点の問題が

非常にむずかしいことだと思います。だから運用に

よつて何とかこれしていこうといふことも考えら

れますか、いずれにいたしましても、これは非常

な重要な問題でござりますから、本当に真剣にひ

とつ考えさせていただきたいと思います。

○田淵哲也君 最後にもう一言だけ。

大臣に考えていたたくついでに、この問題と同

時に、もう少し制度自体の幅を広げられないもの

だらうか。たとえば、将来家を建てようと思って

土地を買っておつたけれども、そのうち転勤にな

つてしまつた。前の土地の上に家を建てても仕方

がない、それで、その土地を売つて新たなるところ

に土地を買って家を建てる、この場合には非居住

用財産ですから、全くこれは関係がない問題で

すけれども、こういう場合も実際は非常に問題が

思つております。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど大臣お答えいた

しましたように、居住用財産――現に居住してい

る家をお売りになったときに従来の買いかえ制

度、それいろいろな弊害があるので、特別控除に

切りかえていまの制度になりました。したがいま

して、現に住んでいる家ということと同じに考え

ていいくつかないかといういろいろ御指摘のケー

ス、それを国税局の方では会計検査院で後々指摘

されたりいろいろなこともありますから、それ

は無理ではないかというところで、いま非常に悩

んでおるわけでございまして、問題は解決する

とすれば、むしろ法律上の要件をもう少し緩和でき

りますと、一体客観的にどこまで書き切れるのか、

グレーゾーンがまた出てきやしないかというこ

とがござりますので、決していつまでもというつも

りではございませんけれども、少し時間をかけて

法律上の緩和が可能かどうかを考えてみたいと思

います。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問でござ

いますが、主税局長から答弁がありましたがよう

に、通達の段階ではなかなかむずかしい問題が実

りますが、一定の限度を超えてということに

なりますと、どうしてもやはり主税局に御登場願

ります。

ただ、後段の御質問になりますと、これは居住

用財産という問題を離れますので、土地を売つて

その代金で家を買ったのだから、そこに所得があ

つたわけではないかという考え方にはな

かなかじまない。それはやはりキャピタルゲイ

ンというのはどこかで一度負担していただかない

といけないので、そういう問題がござりますし、

もう一つは、やはり現在の税制の中では、

やはり土地を売つて得たキャピタルゲインとい

うのは、むしろ課税を強化するという流れの中にい

ます。そのため別角度で取り込まれますので、居住用財産のシステムが別角度で取り込まれますし、それから住宅をどんどん買いかえるとい

うことは、私は非常に必要なことだと思うんです。

一生同じ家に固定して住んでおるということが、

は、決して合理的な住宅の使用の仕方ではないわ

けで、やっぱり子供が大きくなり、家族がふえる

につれて住宅をどんどん買いかえて住むというの

が私は資産の有効利用、資源の有効利用の面から

も好ましいことだと思うんですけれども、そういう

ことをうまくできるようにするためにも、制度

全体についても検討をお願いしたい。

それから、現にこういうことで泣いておる人が

たくさんいるといふわけですから、これは早急に何ら

かの手を打つていただきたい、以上をお願いして

私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど大臣お答えいた

しましたように、居住用財産でない土地であつ

ても、それによって得たキャピタルゲインは、新

しい家を買うためならむしろ軽課するということ

になりますと、全体の土地税制の中でもう一遍な

がめ直さないと、なかなかむずかしいんではない

かという感じがいたします。

前段の問題は、時間をかけまして、むしろ運用

して、現に住んでいる家ということと同じに考え

ていいくつかないかといういろいろ御指摘のケー

ス、それを国税局の方では会計検査院で後々指摘

されたりいろいろなこともありますから、それ

ははどう考へても居住根拠地だという認定をするの

は無理ではないかというところで、いま非常に悩

んでおるわけでございまして、問題は解決する

とすれば、むしろ法律上の要件をもう少し緩和でき

りますと、一度考へても居住根拠地だという認定をするの

は無理ではないかなという感じがしながら承つてお

りましたが、法律上の要件緩和ということがあります

とすれば、むしろ法律上の要件をもう少し緩和でき

りますと、一度考へても居住根拠地だという認定をするの

は無理ではないかなという感じがながら承つてお

民利用に関する請願  
請願者 東京都東大和市奈良橋四ノ六〇〇

紹介議員 阿部 売一君

東大和市長 尾崎清太郎

一、大和基地跡地の処分にあたっては、画一的な処分に固執することなく、現在、都・市が協議中の跡地利用計画案の提出をまつて、地元の意向を十分尊重した処分を行うこと。

二、貸付け、譲渡条件については、現下の地方財政の窮状をよまえ、国有財産法及び同特別措置法の立法趣旨を十分尊重し、從前同様現行法令の定める最高限の優遇措置を継続すること。

理由 全国の関係地方公共団体は、國の打ち出した基地跡地の三分割・有償処分方針が、基地問題に対する基本的認識と慎重な配慮を欠いた一方的な措置であつて、到底受け難い方針であることに強く反発しており、全國的規模にわたる根強い反対運動が展開されている。特に、大和基地の場合、三十四・三ヘクタールという小規模跡地である上に、國は三分割有償処分の中、民間並びに國の施設をあらかじめ優先的に確保するという処分方針を昭和五十一年当初の段階で既にかため、これをもつて、新処理基準によるモデルケースとして処分を進める計画であると伝えられているため、住民感情を一層強く刺激している。

第五六九号 昭和五十二年二月十七日受理  
付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市北区緑町二ノ一二ノ六 萩野愛子外千九百三十五名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願(第五七七号)(第六八九号)

一、所得税減税の実施等に関する請願(第六五〇号)(第六五一号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)

(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六五六号)

七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一號)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)

第五七七号 昭和五十二年二月十八日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋四ノ六〇〇

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第六八九号 昭和五十二年二月二十三日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都東大和市高木八六八ノ八ノ

紹介議員 上田 四菊池辰雄

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第六五〇号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市右京区川島滑桿町四〇ノ

紹介議員 素谷 照美君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第六五二号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市伏見区小栗柄南後藤町六ノ

紹介議員 素谷 照美君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五三号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市南区東九条北烏丸町二一

紹介議員 小川菊治郎外九名

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五四号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市下京区二人司町一六 川端六八九号)

三、非納税者には、負の所得税的考え方に基づき、一律二万円を給付する。

四、年金生活者、生活保護者、障害者、母子世帯などを对象に老齢福祉年金の増額、生活保護の

臨時給付などを合せて行う。

五、減税規模は、総額約一兆円とする。

六、還付方法は、一時金払いとし、現金か、大蔵省

発行の小切手を直接本人に渡すか、若しくは家庭に郵送するものとする。

第五七七号 昭和五十二年二月十八日受理  
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋四ノ六〇〇

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五六号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市南区八条内田町二二 山野平太郎外九名

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五一号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市長岡京市東和苑七ノ一〇

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五二号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市宇治市菟道東隼上り三二

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五三号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市宇治市菟道東隼上り三二

紹介議員 片山 勝市君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五四号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市北区紫竹牛若町五 豊田道雄外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第六五五号 昭和五十二年二月二十三日受理  
所得税減税の実施等に関する請願

請願者 京都市下京区二人司町一六 川端

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。



第三項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 第十一條第一項において準用する関税法第百五条第一項第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限)の規定による税関職員の質問に対し答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一條第一項において準用する同法同条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

別表第一第〇三・〇一号中「一 観賞用のもの

(1) こい及び金魚

(2) その他のもの

別表第一第〇八・〇一号中「二 干しバナナ

三 セラックその他精製ラック

五% に改める。

別表第一第二七・一〇号を次のように改める。

二七・一〇

石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

H 挥発油

A 低重合度の混合アルキレンのうち

トリプロビレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%

%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が

一度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

C その他のもののうち

(b) その他のもののうち

昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

るもの、アンモニアの製造に使用するもの

及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

トリウムにつき一キロリットルにつき一二五円

(2) 燃料用のもの(政令で定めるところにより

使用されるものに限る。)

無税

一〇%

A 重油及び粗油  
温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの  
昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの

(1) 製油の原料として使用されるもの(これらの

物品を原料とする製油が関税法第五六条第一

B その他のもの  
昭和五四年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき一〇一〇円  
一キロリットルにつき一〇七五円  
一キロリットルにつき一〇五円  
一キロリットルにつき一〇一〇円

B 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る）のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く）について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という）以内のもの

九二七三以下のもの

- (1) 製油の原料として使用されるもの  
(2) その他のもの

- (1) 共通の限度数量以内のもの  
(2) その他のもの

一キロリットルにつき	七五〇円	C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの
一キロリットルにつき	七五〇円	(1) 製油の原料として使用されるもの

別表第一第二九・三四号中「一フルフラール一〇%」を「一フルフラール六・二五%」に改める。

A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	七・五%	潤滑油（流動ペラフィンを含む。）
（1）その他の中	七・五%	（1）その他の中

別表第一第二九・三四号中「一フルフラール一〇%」を「一フルフラール六・二五%」に改める。

（1）カフェイン	七・五%	（1）カフェイン
（2）その他の中	七・五%	（2）その他の中

別表第一第二九・三四号中「一フルフラール一〇%」を「一フルフラール六・二五%」に改める。

（1）カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの	七・五%	（1）カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの
（2）その他の中	七・五%	（2）その他の中

八三五円  
一キロリットルにつき  
二、二八〇円

無税

無税

八三五円  
一キロリットルにつき  
二、二八〇円

無税

無税

八三五円  
一キロリットルにつき  
二、二八〇円



四 その他のもののうち マカダミアナット 甘扁桃仁	一〇% 五% 無税	に改める。
別表第二第〇九・〇二号中「三 コーヒー代用物	一〇%	を
一 コーヒー 〔〕 その他もの 三 コーヒー代用物	一七・五% 二・五% 無税	に改め、同号の
次に次の一号を加える。		
○九・〇二 茶		
一 紅茶 〔〕 小売容器入りのもの 〔〕 その他のもの		
別表第二第〇九・〇四号、第〇九・〇七号、第〇九・〇八号、第〇九・〇九号及び第〇九・一〇号 中「五%」を「無税」に改める。		
別表第二第一六・〇五号中「一くん製のもののうち えび		
一くん製のもののうち えび	一七・五% 二・五% 無税	に改める。
別表第二第一〇・〇一号を次のように改める。 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマ スターードを加えてあるかどうかを問わない。）		
一 砂糖を加えたもの パパイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブ リンビン、チャヤンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、サント ル、シユガーアップル、カスターアップル、パッショ フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ マンゴー及びマンゴスチン		
その他もの パパイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブ リンビン、チャヤンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、サント ル、シユガーアップル、カスターアップル、パッショ フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ マンゴー及びマンゴスチン	一七・五% 二・五% 無税	に改め、同号の
七・五% 一〇%		

別表第二第一〇・一二号中「たけのこ、豆(さや付きのもの除く。)」を「たけのこ、豆(グリーンピース及びさや付きのものを除く。)」に、「トマト 九・五%」を「トマト グリーンピース

五八・〇二

じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シユマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）

別表第三第七一・〇二号を削る。

四三・〇二 毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）のうち

羊、やぎ又はうさぎの毛皮

四三・〇三 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製品

## 附則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法第一第二七・〇九号の（1）若しくは第二七・一〇号の一の四に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる関税の還付については、なお従前の例によること。

4 昭和五十二年四月一日から同年六月三十日までの間に（改正後の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第二項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日までの間に）改正後の関税暫定措置法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例によること。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとする物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

7 附則第三条第三項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め

とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとする物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

7 貴金属特別会計法の廃止の際貴金属特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

8 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

9 第十三条中第七号を削り、第六号の二を第七号とする。

10 附則第三条第三項中「昭和五十二年三月三十日」とする。

11 附則第三条第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め

までの間において、貴金属特別会計に属する金

地金のうち大蔵大臣の指定するものを、政令で定めるところにより算出した価格で日本銀行に売り払うことができる。

（貴金属特別会計法の廃止に伴う経過措置）

3 貴金属特別会計の昭和五十二年四月一日に始まる会計年度は、貴金属特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

4 貴金属特別会計の昭和五十二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する支は、なお従前の例による。

5 貴金属特別会計に属する権利義務の帰属は、貴金属特別会計法の廃止の際貴金属特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

6 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

7 貴金属特別会計法の廃止の際貴金属特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

8 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

9 第十三条中第七号を削り、第六号の二を第七号とする。

10 附則第三条第三項中「昭和五十二年三月三十日」とする。

11 附則第三条第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億七千五百万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

（貴金属特別会計に属する金地金の売払い）

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億七千五百万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

（貴金属特別会計に属する金地金の売払い）

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億七千五百万ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

（貴金属特別会計に属する金地金の売払い）

（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案）

ランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）及び通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の特例を設けるとともに、電子情報処理組織により処理される航空貨物業務の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の規定に基づき、

第三章に規定する航空貨物通關情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税關及び通關業者その他の航空貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置と

を電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用に係る電子計算機と、税關及び通關業者その他の航空貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置と

をいう。

二 航空貨物業務 航空運送貨物に係る税關手

をいう。

三 關稅等 關稅及び輸入品に対する内国消費

稅の徵収等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する内国消費稅をいう。

第二章 電子情報処理組織による税關手続（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）

第三条 税關長は、航空運送貨物に係る關稅等の納付に關係する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）又は申告等に対する処

分の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により行われた申告等又は処分の通知は、前条第一号の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税關に到達し、又は税關から発せられたものとみなし、処分の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力を要する時間が経過した時に当該通知の相

手方に到達したものと推定する。

3 第一項の規定により行われた申告等又は処分の通知については、当該申告等又は処分を書面の提出又は送達により行うものとして規定した（定義）

4 第一項の規定により行われたものとする。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税關長は、前条第一項の規定により申告等を行わせた場合において、預金の払出しとそ

の払い出した金錢による關稅等の納付をその預

金口座のある金融機関（第二条第一号の入出力

装置が設置されている金融機関に限る。）に委託

して行おうとする者（通關業者を含む。）から、

その納付に必要な納付書の當該金融機関への送

付の依頼があった場合には、その納付が確実で

あることが政令で定める方法により確認された

とき限り、その依頼を受けることができる。

2 前項の依頼により納付書が送付された場合には、當該納付書の送付の時に當該納付書に係る

關稅等が納付されたものとみなして、關稅法第七十二条（關稅等の納付と輸入の許可）の規定

を適用する。

3 第一項の依頼により送付された納付書に基づ

き關稅等が政令で定める日までに納付された場

合には、その納付は當該納付書の送付の日にさ

れたものとみなして、延滞稅に関する規定を適用する。

（通關士の審査）

第五条 通關業者は、第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通關業法第十四条（通關士の審査等））に規定する通關書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行なう場合には、政令で定めるところにより、當該申告等の内容を通關士に審査させなければならぬ。

### 第三章 航空貨物通關情報処理センター

#### 第一節 総則

第六条 航空貨物通關情報処理センターは、航空貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行ふことを目的とする。

（法人格）

第七条 航空貨物通關情報処理センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

（数）

第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

（認可）

第十条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

（持分の譲渡等）

第十一條 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

（設立の認可の申請）

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十七条 大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしないければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

ならない。

センターでない者は、その名称中に航空貨物通關情報処理センターという文字を用いてはならない。

第十三条 センターは、政令で定めるところにより登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

（登記）

第十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第

四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人的住所）の規定は、センターについて準用する。

（民法の準用）

第十五条 センターを設立するには、通關業、航空運送事業その他物資の國際的流通に關して専門的知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（設立の認可）

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十七条 大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしないければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内

容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

（登記）

第十二条 センターは、その名称中に航空貨物通關情報処理センターという文字を用いなければならない。

第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和五十二年三月十日 【参議院】

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なもの

であり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、航空貨物業務の迅速かつ的確な処理に資することが確実であると認められること。

(理事長又は監事となるべき者)

第十八条 大蔵大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者から、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、第二十四条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十九条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

### 第三節 管理

(定款記載事項)

第二十一条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

### 二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 センターの定款の変更は、大蔵大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 役員(非常勤の理事を除く。)は、常勤を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第二十五条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(代理人の選任)

第二十六条 理事長及び監事は、大蔵大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十七条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常

勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十九条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員とは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十八条 役員(非常勤の理事を除く。)は、常勤を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第二十九条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第三十条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十一条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第三十二条 センターの役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (役員及び職員の公務員たる性質)

第三十三条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第四節 業務

第三十四条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 航空貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び保管すること。

二 航空貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第三十五条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 センターは、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第三十六条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の

開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 これを変更しようとするときも、同様とする。

(予算等の認可)

第三十七条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の

開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（出資者に対する書類の送付）  
第三十九条 センターは、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。  
2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。  
（借入金）

第四十一条 センターは、資金の借入れ（借換えを含む。）をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。  
（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（大蔵省令への委任）

第四十三条 この法律に規定するもののほか、セ

ンターの財務及び会計に関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### 第六節 監督

（監督）

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）  
第四十五条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（出資者原簿）  
第四十六条 センターは、出資原簿を備えて置かなければならぬ。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（出資者原簿）  
第四十七条 センターは、出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

（解散）  
第四十八条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応

じて分配しなければならない。  
2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。  
3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四章 罰則）  
第四十九条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をしたセンターの役員は、五万円以下の過料に処する。

（第五章 附則）  
第五十一条 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

（第六章 法人税法の一部改正）  
第六条 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「海上災害防止センター」の下に「航空貨物通関情報処理センター」を加える。

（所得税法の一部改正）  
第五条 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

六号）の一部を次のように改正する。

二 第十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

（第七節 雜則）  
第三十三条 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

（第八章 附則）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第九章 附則）  
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に航空貨物通關情報処理センターという文字を用いている者については、第十二条第二項の規定

七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

二十六の二 航空貨物通關情報処理センターを監督すること。

（第十章 附則）  
第三条 センターの最初の事業年度は、第三十六

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

（第十一章 附則）  
二 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画について、あるのは、「センターの事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

（第十二章 附則）  
三 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十三章 附則）  
二 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

（第十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第二十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第三十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第四十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第五十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第六十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第七十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第八十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第九十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百二十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十五章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十六章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十七章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十八章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百三十九章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四十章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四十一章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四十二章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四十三章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

（第一百四十四章 附則）  
二 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律

昭和五十二年三月十八日印刷

昭和五十二年三月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局